

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

我が国では少子化が進展し、令和5年の出生数は72万7,277人で、前年より4万3482人減少し、統計を開始した1899年以来、最少となりました。また、合計特殊出生率は第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1、平成17年には1.26まで落ち込み、令和5年には1.20と過去最低となりました。

少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさをはじめとする様々な要因が複雑に絡み合っています。そのうえで、少子化を我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされています。

また、我が国の未来を担う子どもや若者をめぐっては、貧困やいじめ、不登校、引きこもりをはじめとする様々な課題があり、これらの課題の改善に向けて取り組み、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくことが求められています。

そうした中、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。さらに、同年12月22日には、「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

(2) 「こども基本法」と「こども大綱」

■ こども基本法の概要

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、同法第10条において、市町村は、「こども大綱」、「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を作成する努力義務が課せられています。

〈こども基本法の基本理念〉

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



■ こども大綱の概要

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたものです。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。

(3) 愛西市の動向

本市においては、令和2年度から令和6年度を期間とする「第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」といいます。）とそのアクションプランである「第2期愛西市子育て応援プラン」に基づき、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を進めてきました。

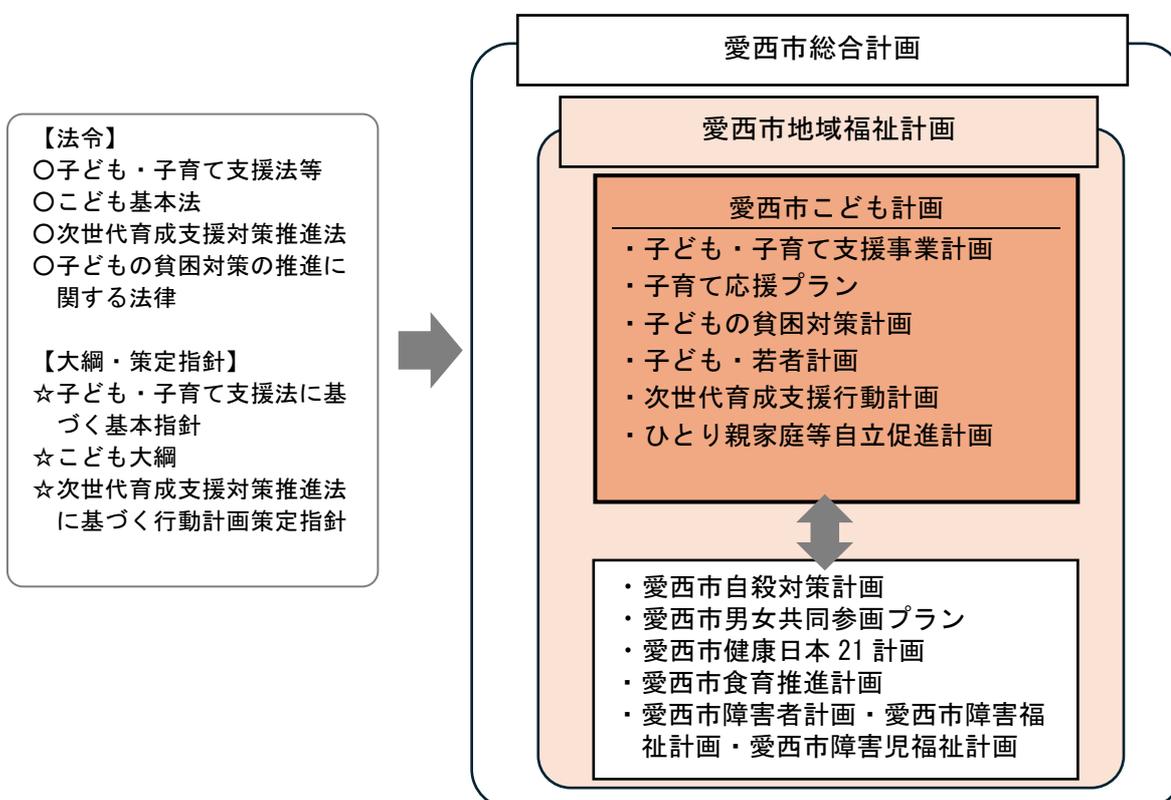
令和6年度末をもってこれらの計画期間が終了することから、市の現状や課題を把握するとともに、国の動向を踏まえながら子どもに関する施策を総合的に推進するため、新たに「愛西市こども計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、より効果的に子ども・子育て支援を推進していくために「愛西市子ども・子育て支援事業計画」と「愛西市子育て応援プラン」を一体的に策定します。

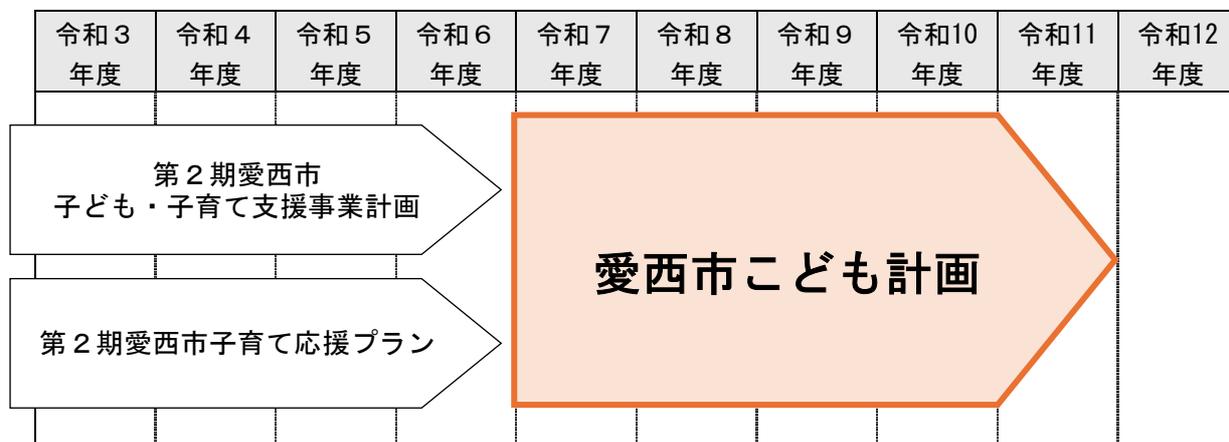
また、「こども基本法」の制定を踏まえ、同法第10条に基づく「市町村こども計画」の内容を含むものとして策定し、子ども施策に全体として統一的に横串を刺し、住民にとって分かりやすいものとするとともに、「こども大綱」に定められた基本的な方針、重点事項等を勘案しながら、次の計画と一体的に作成します。

○子ども・子育て支援事業計画	○子ども・若者計画
○子育て応援プラン	○次世代育成支援行動計画
○子どもの貧困対策計画	○ひとり親家庭等自立促進計画



3 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を令和7年度から令和11年度までとします。また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の実施

計画策定に先立ち、アンケート調査を実施し、計画の基礎資料とします。今回の調査では、子どもの意見の反映という観点から、これまでの保護者調査に加え、新たに若者の生活実態に関するアンケート調査を実施しました。

調査の概要は次のとおりです。

【調査の概要】

調査の種類	子育て支援に関するアンケート調査		若者の生活実態に関するアンケート調査
	就学前児童の保護者調査	小学生の保護者調査	
調査対象者	愛西市に居住する就学前児童の保護者から無作為抽出	愛西市に居住する小学生の保護者から無作為抽出	愛西市に居住する中学生・高校生から無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送・WEBによる回収		
調査期間	令和6年1月16日～令和6年2月13日		
配布数	1,000	1,000	1,000
有効回答数	482	485	337
有効回答率	48.2%	48.5%	33.7%

(2) 愛西市子ども子育て会議の開催

子育ての当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の事情を踏まえて実施するために、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「愛西市子ども子育て会議」を開催し、今後の子育て支援施策や計画の方針等について検討をします。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民などから意見を募り、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施します。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

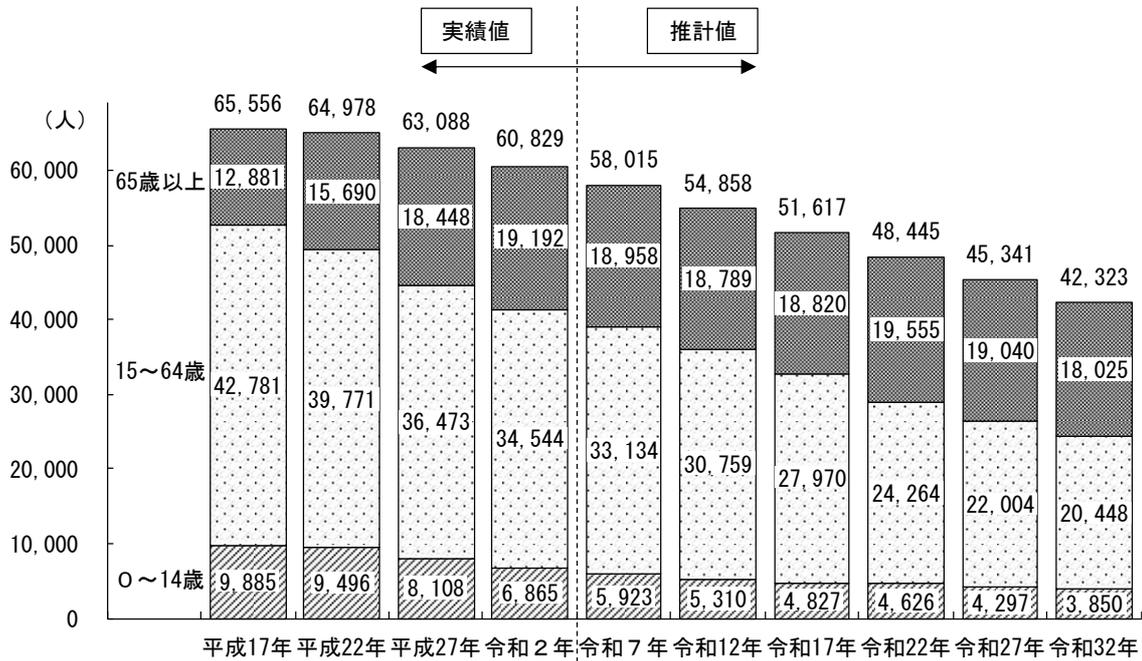
1 人口・世帯

(1) 人口の推移

国勢調査によると、総人口は減少を続けており、令和2年における本市の総人口は、60,829人です。年齢区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少を続けているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も年少人口及び生産年齢人口は減少を続ける見込みです。

図表2-1 人口の推移



注：平成17～令和2年の総人口は年齢不詳を含む。

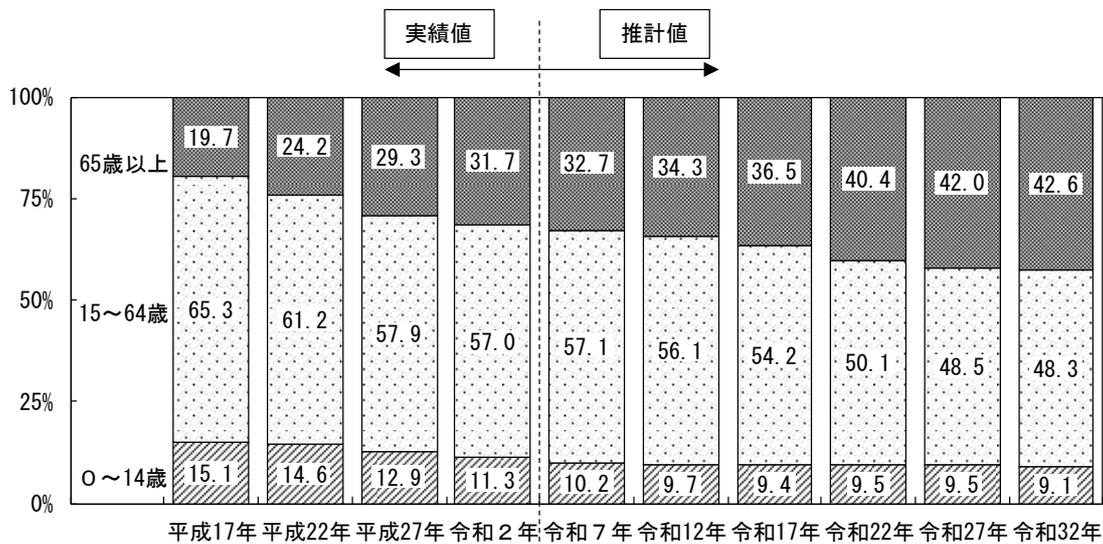
資料：平成17～令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年推計）

人口構成比をみると、総人口に占める高齢者人口の割合は上昇し、令和2年には31.7%となっている一方で、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も高齢者人口の割合は上昇する一方で、生産年齢人口及び年少人口の割合は低下する傾向にあり、令和12年には年少人口は10%を下回る見込みです（図表2-2）。

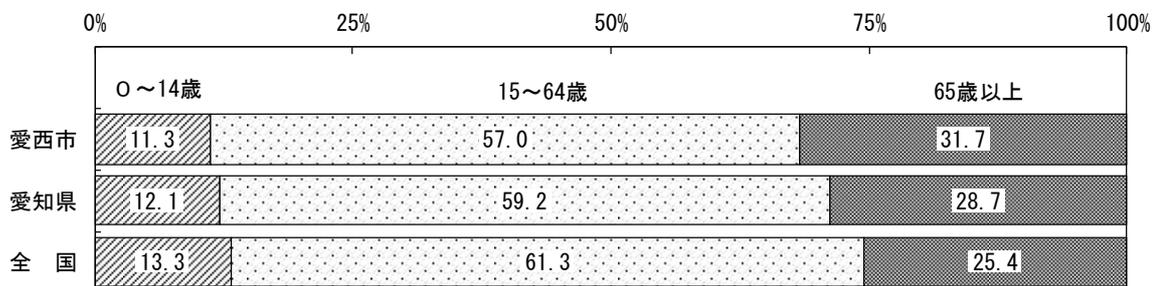
愛知県及び全国と比較すると、本市は高齢者人口の割合が高くなっています（図表2-3）。

図表2-2 人口構成比



資料：平成17~令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年推計）

図表2-3 人口構成比（愛知県・全国との比較）

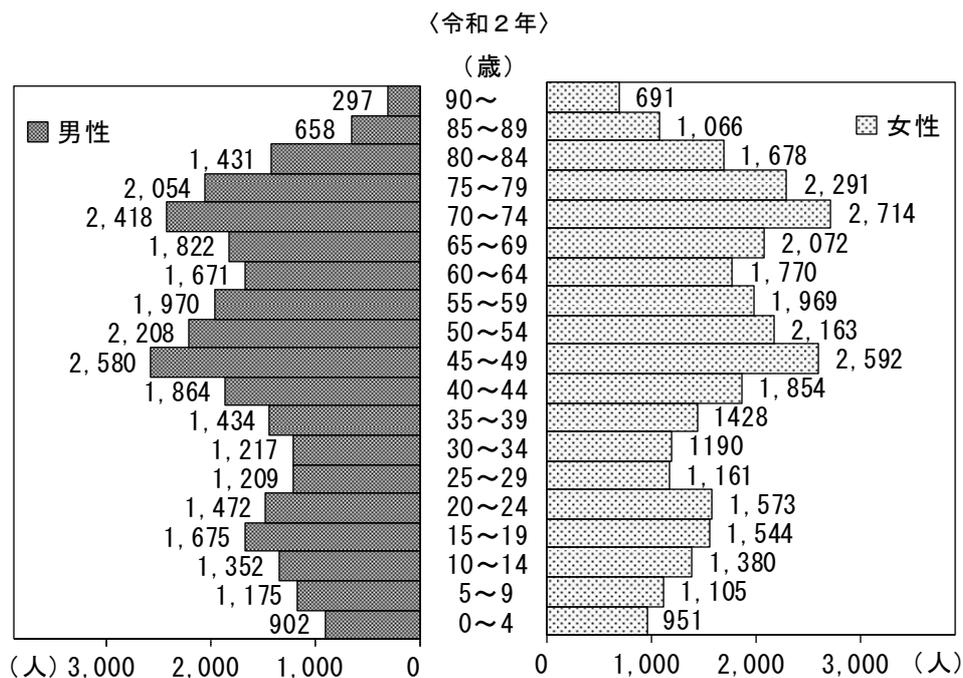
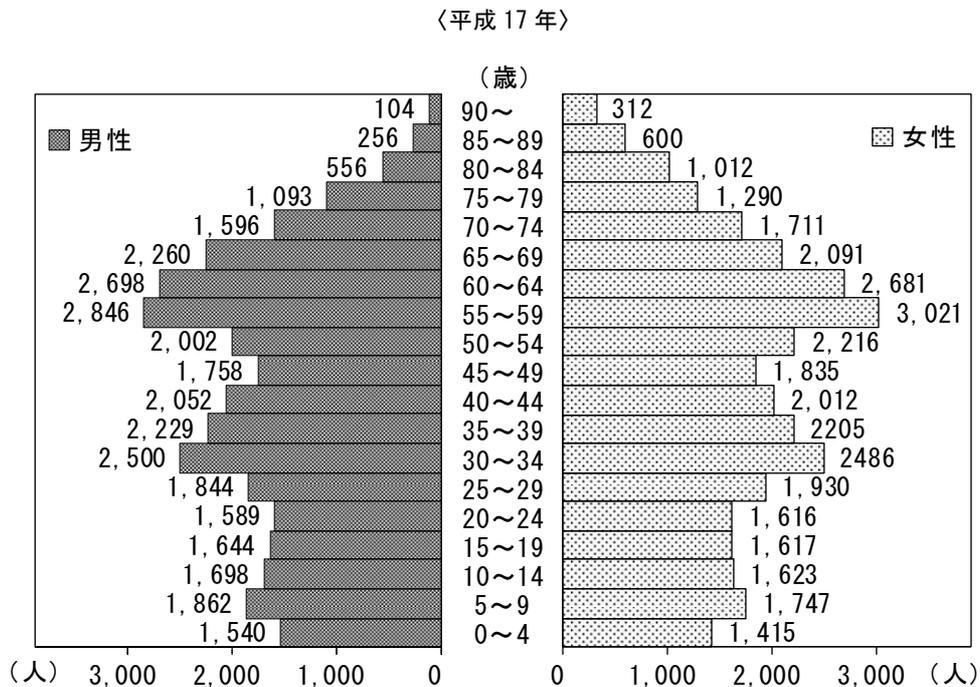


資料：国勢調査（令和2年）

(2) 人口ピラミッド

平成17年と令和2年の男女別5歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、令和2年は年少人口の減少及び高齢者人口の増加により、ピラミッドの下部が狭く、上部が広い不安定な形になっています。

図表2-4 人口ピラミッド



資料：国勢調査

(3) 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

令和6年4月1日の本市の子ども数（18歳未満人口）は、8,230人となっています。

年齢階級別にみると、年齢階級が下がるほど少なくなる傾向にあり、15～17歳が1,687人と多く、0～1歳が1,025人と少なくなっています。

18歳未満人口は、令和2年の9,035人から4年間で805人減少しています。

図表2-5 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	347	280	337	316	278
1歳	383	380	305	367	352
2歳	384	402	407	327	395
0～1歳	1,114	1,062	1,049	1,010	1,025
3歳	406	418	421	417	336
4歳	422	414	421	432	432
5歳	442	434	418	427	442
3～5歳	1,270	1,266	1,260	1,276	1,210
6歳	481	452	436	428	437
7歳	434	482	458	442	438
8歳	491	434	488	465	443
6～8歳	1,406	1,368	1,382	1,335	1,318
9歳	507	494	441	492	462
10歳	554	510	504	444	495
11歳	556	555	511	500	443
9～11歳	1,617	1,559	1,456	1,436	1,400
12歳	522	562	556	515	503
13歳	583	525	563	563	518
14歳	571	581	530	559	569
12～14歳	1,676	1,668	1,649	1,637	1,590
15歳	640	569	578	536	558
16歳	631	647	576	583	550
17歳	681	630	649	582	579
15～17歳	1,952	1,846	1,803	1,701	1,687
合計	9,035	8,769	8,599	8,395	8,230

資料：子育て支援課（各年4月1日）

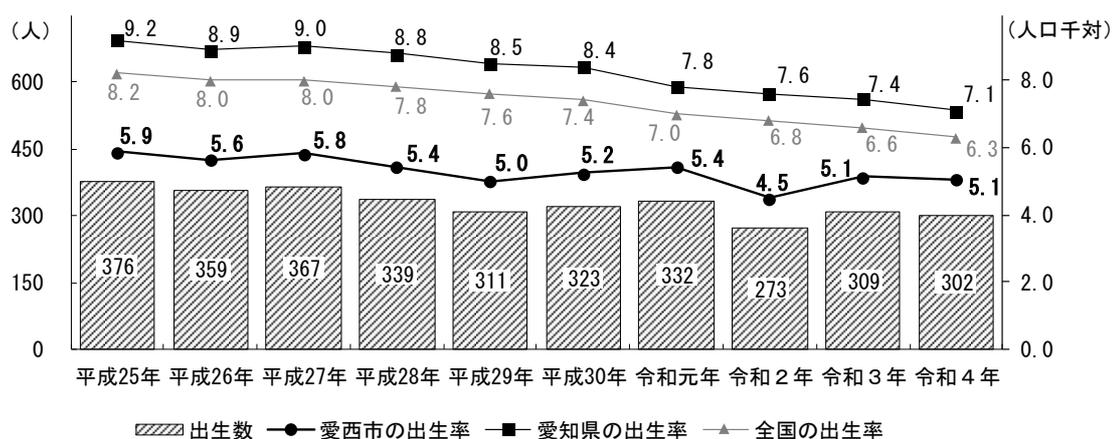
2 出生の動向

(1) 出生数・率の推移

本市における令和4年の出生数は302人です。平成25年以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

出生率（人口千対）についてみると、低下傾向にあり、本市は愛知県及び全国よりも低い率で推移しています。

図表2-6 出生数・率（人口千対）の推移



資料：人口動態統計及び愛知県衛生年報

(2) 母の年齢別出生数と構成比

母の年齢別に出生数をみると、30～34歳が占める割合が37.1%と最も高くなっています。また、35～39歳の割合は上昇傾向にあります。

図表2-10 母の年齢別出生数と構成比

母親の年齢	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	出生数 (人)	構成比 (%)								
15歳未満	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	6	1.9	3	0.9	2	0.7	2	0.6	2	0.7
20～24歳	25	7.7	42	12.7	25	9.2	31	10.0	18	6.0
25～29歳	93	28.8	79	23.8	82	30.0	88	28.5	91	30.1
30～34歳	111	34.4	120	36.1	90	33.0	115	37.2	112	37.1
35～39歳	64	19.8	68	20.5	59	21.6	61	19.7	68	22.5
40～44歳	22	6.8	20	6.0	15	5.5	12	3.9	10	3.3
45～49歳	1	0.3	-	-	-	-	-	-	1	0.3
計	323	100.0	332	100.0	273	100.0	309	100.0	302	100.0

資料：愛知県衛生年報

(3) 低体重児出生数・率の推移

出生時の体重が2,500g未満の低体重児の出生数は、平成25年以降、24～37人で推移しています。低体重児出生率をみると、平成28年から令和2年の5年間は愛知県及び全国を上回って推移していましたが、令和3年、令和4年は愛知県及び全国を下回りました。令和4年現在、7.9%です。

図表2-11 低体重出生数・率の推移

単位：%

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
愛西市	人数	31人	37人	32人	34人	35人	35人	36人	36人	27人	24人
	率	8.2	10.3	8.7	10.0	11.3	10.8	10.8	13.2	8.7	7.9
愛知県（率）	9.6	9.8	9.8	9.7	9.5	9.7	9.7	9.2	9.8	9.7	
全 国（率）	9.4	9.5	9.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.2	9.4	9.4	

資料：愛知県衛生年報及び人口動態統計

(4) 乳児死亡率、新生児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週間（28日）未満の死亡を新生児死亡といいます。通常、出生千対の乳児死亡率、新生児死亡率でみます。本市の乳児死亡率、新生児死亡率は図表2-12、図表2-13の通りです。

図表2-12 乳児死亡数・率の推移

単位：率は出生千対

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
愛西市	人数	0人	2人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人
	率	-	5.6	-	-	3.2	-	-	3.7	-	3.3
愛知県（率）	2.0	2.1	2.1	1.8	1.6	1.7	1.9	1.7	1.9	1.9	
全 国（率）	2.1	2.1	1.9	2	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	

資料：愛知県衛生年報及び人口動態統計

図表2-13 新生児死亡数・率の推移

単位：率は出生千対

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
愛西市	人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	率	-	-	-	-	3.2	-	-	-	-	-
愛知県（率）	2.0	0.9	0.9	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	0.9	
全 国（率）	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	

資料：愛知県衛生年報及び人口動態統計

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

令和2年の本市の一般世帯数は21,690世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は5,044世帯、6歳未満親族のいる世帯は1,686世帯です。平成12年以降、一般世帯数は増加しているものの、18歳未満親族のいる世帯及び6歳未満親族のいる世帯は減少しています。

子どものいる世帯の割合をみると、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに愛知県及び全国を上回って推移していましたが、平成27年には6歳未満親族のいる世帯が愛知県を下回りました。

図表2-14 子どものいる世帯

単位：世帯（％）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
愛西市	19,089 (100.0)	19,870 (100.0)	20,731 (100.0)	21,106 (100.0)	21,690 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	6,787 (35.6)	6,616 (33.3)	6,429 (31.0)	5,861 (27.8)	5,044 (23.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	2,883 (15.1)	2,730 (13.7)	2,274 (11.0)	1,941 (9.2)	1,686 (7.8)
愛知県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(28.6)	(27.2)	(25.4)	(23.9)	(21.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(12.7)	(11.9)	(10.8)	(9.9)	(8.6)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

注：平成12年は佐屋町、立田村、八開村、佐織町の合計
資料：国勢調査

(2) 一般世帯の家族類型

国勢調査から、子どものいる世帯の家族類型をみると、子どものいる世帯のうち核家族世帯の割合は、18歳未満親族のいる世帯が75.0%、6歳未満親族のいる世帯が78.8%となっています。

本市の子どものいる核家族世帯は愛知県（18歳未満世帯87.8%、6歳未満世帯90.4%）、全国（18歳未満世帯86.7%、6歳未満世帯89.3%）よりも低くなっています。

18歳未満親族のいるひとり親世帯数は、母子世帯が207世帯、父子世帯が21世帯です。

図表 2-15 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	母子世帯	父子世帯
		核家族世帯	その他の親族世帯				
愛 西 市	21,690	13,908	3,307	150	4,298	227	29
	(100.0)	(64.1)	(15.2)	(0.7)	(19.8)	(1.0)	(0.1)
	18歳未満親族のいる一般世帯	5,044	3,782	1,238	23	1	207
	(100.0)	(75.0)	(24.5)	(0.5)	(0.0)	(4.1)	(0.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	1,686	1,329	351	6	-	39	4
	(100.0)	(78.8)	(20.8)	(0.4)	(-)	(2.3)	(0.2)
愛 知 県	(100.0)	(55.5)	(6.9)	(0.9)	(36.3)	(1.1)	(0.1)
18歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(87.8)	(11.8)	(0.4)	(0.1)	(4.5)	(0.5)
6歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(90.4)	(9.2)	(0.4)	(-)	(2.1)	(0.1)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(1.2)	(0.1)
18歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(5.4)	(0.6)
6歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(2.6)	(0.1)

資料：国勢調査（令和2年）

(3) 平均世帯人員の推移

本市の子どものいる世帯の平均世帯人員は減少を続け、世帯規模は縮小しており、令和2年現在、18歳未満親族のいる世帯が4.28人、6歳未満親族のいる世帯が4.30人となっています。平成17年以降、18歳未満親族のいる世帯の平均世帯人員は愛知県及び全国よりも多くなっています。

図表 2-16 平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
愛 西 市	3.41	3.27	3.11	2.95	2.76
18歳未満親族のいる一般世帯	4.76	4.65	4.53	4.42	4.28
6歳未満親族のいる一般世帯	4.72	4.64	4.56	4.43	4.30
愛 知 県	3.51	2.62	2.49	2.41	2.29
18歳未満親族のいる一般世帯	5.65	4.15	4.05	3.99	3.94
6歳未満親族のいる一般世帯	5.38	4.05	4.01	3.99	3.93
全 国	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21
18歳未満親族のいる一般世帯	4.24	4.13	4.04	3.98	3.93
6歳未満親族のいる一般世帯	4.18	4.10	4.06	4.03	3.97

資料：国勢調査

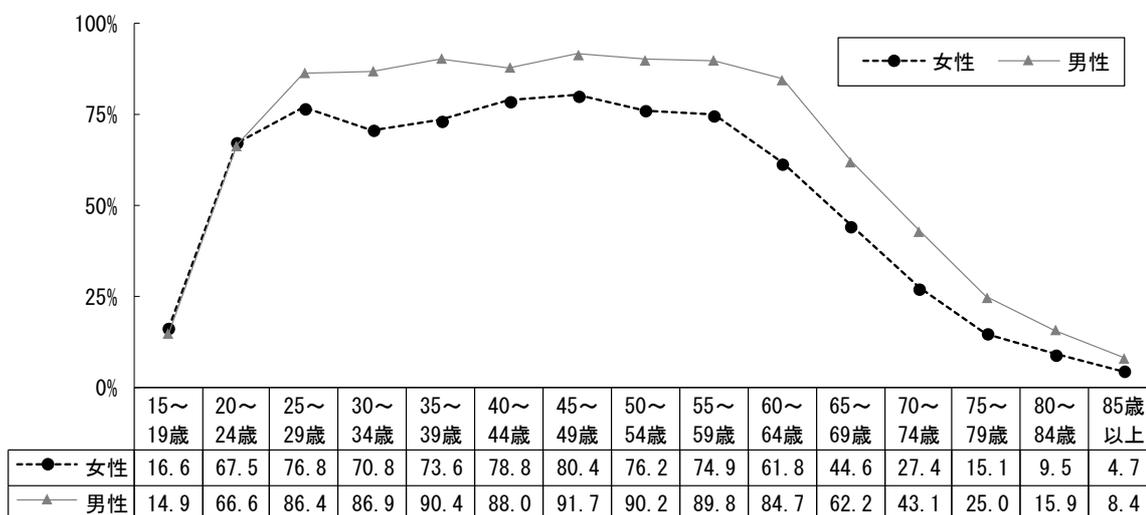
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

本市における性・年齢別就業率をみると、男性の25～59歳までの就業率は85%を超え、定年を迎える60歳代からは低下していきます。これに対して女性の就業率は、25～29歳の76.8%は30～34歳には70.8%と低下しますが、その後は再度上昇し、45～49歳（80.4%）をピークに低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いたところに再び就労するという女性特有の就労状況がうかがえます（図表2-17）。

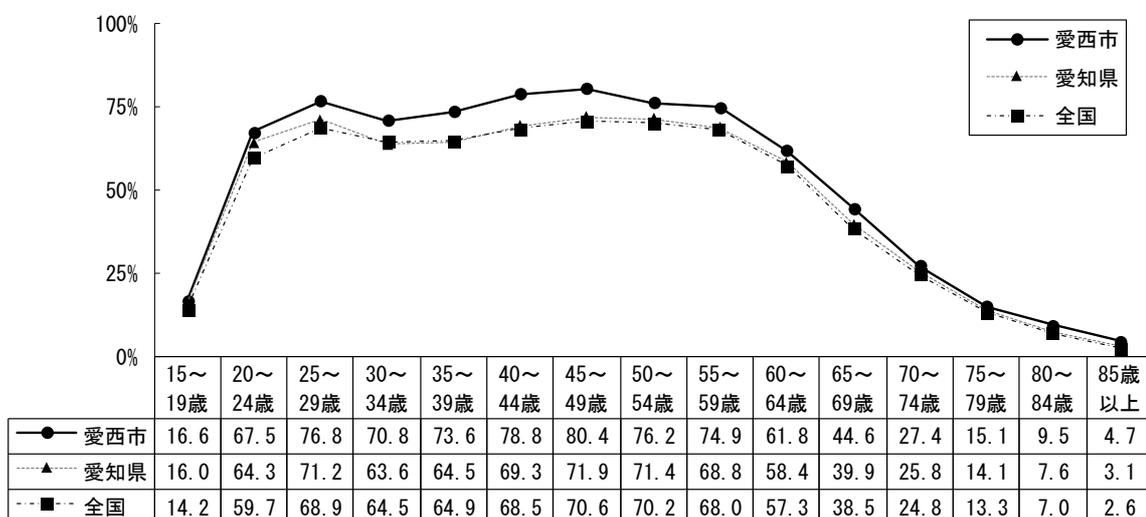
愛知県・全国と女性の就業率を比較すると、本市はいずれの年齢層においても愛知県及び全国を上回って推移しています（図表2-18）。

図表2-17 愛西市の性別・年齢別就業率



資料：国勢調査（令和2年）

図表2-18 女性の年齢別就業率（愛知県・全国との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

(2) 女性の産業別就業状況

令和2年の女性の就業者は14,120人です。産業別では、「医療、福祉」が19.9%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」(17.5%)、「製造業」(15.7%)などとなっています。愛知県及び全国と比較すると「農業、林業」が高くなっています。

産業分類別では、第3次産業が71.7%を占めています。

図表2-19 女性の産業別就業状況

単位：人(%)

区分	愛西市		愛知県	全国
総数	14,120	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	1,040	(7.4)	(2.0)	(2.8)
漁業	4	(-)	(0.1)	(0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	(-)	(-)
建設業	448	(3.2)	(3.0)	(2.8)
製造業	2,219	(15.7)	(15.3)	(10.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	34	(0.2)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	124	(0.9)	(1.5)	(2.2)
運輸業、郵便業	599	(4.2)	(3.0)	(2.7)
卸売業、小売業	2,477	(17.5)	(18.5)	(17.9)
金融業、保険業	343	(2.4)	(2.5)	(3.0)
不動産業、物品賃貸業	167	(1.2)	(1.8)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	257	(1.8)	(2.9)	(3.0)
宿泊業、飲食サービス業	925	(6.6)	(7.7)	(7.4)
生活関連サービス業、娯楽業	518	(3.7)	(4.5)	(4.6)
教育、学習支援業	794	(5.6)	(6.1)	(6.4)
医療、福祉	2,805	(19.9)	(19.7)	(22.1)
複合サービス事業	108	(0.8)	(0.6)	(0.7)
サービス業（他に分類されないもの）	693	(4.9)	(5.5)	(5.9)
公務（他に分類されるものを除く）	281	(2.0)	(1.9)	(2.4)
分類不能の産業	284	(2.0)	(3.1)	(3.2)
第1次産業	1,044	(7.4)	(2.0)	(2.9)
第2次産業	2,667	(18.9)	(18.4)	(13.7)
第3次産業	10,125	(71.7)	(76.5)	(80.2)

資料：国勢調査（令和2年）

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移を性・年齢別にみると、性・年齢にかかわらず未婚率は上昇しており、特に男性の35～39歳及び40～44歳、女性の30～34歳及び40～44歳は平成17年からの15年間でそれぞれ10ポイント以上高くなっています。未婚率の上昇が少子化の主な要因の一つとして考えられます。

図表2-20 未婚率の推移

単位：％

区分	男性				女性				
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
20～24歳	愛西市	94.3	95.0	95.4	96.2	91.1	92.2	93.0	93.4
	愛知県	93.5	92.2	95.2	95.3	87.9	87.7	91.0	91.8
	全国	93.7	91.4	95.0	95.2	89.1	87.8	91.4	92.3
25～29歳	愛西市	75.0	75.5	77.3	77.3	63.0	64.6	68.1	68.9
	愛知県	71.8	69.4	72.8	72.2	55.8	55.1	57.4	58.4
	全国	71.9	69.2	72.7	72.9	59.6	58.9	61.3	62.4
30～34歳	愛西市	43.2	51.1	51.0	52.4	26.3	34.1	34.4	36.2
	愛知県	45.7	44.8	46.3	45.4	27.0	29.4	29.9	29.9
	全国	47.4	46.0	47.1	47.4	32.5	33.9	34.6	35.2
35～39歳	愛西市	27.4	31.5	36.5	38.4	15.3	17.0	21.9	23.8
	愛知県	29.1	33.6	34.5	33.0	15.1	18.8	20.4	19.4
	全国	29.9	34.8	35.0	34.5	18.8	22.7	23.9	23.6
40～44歳	愛西市	18.0	23.9	26.7	30.4	7.8	12.2	14.5	18.7
	愛知県	20.9	26.6	29.5	28.1	9.5	13.8	16.2	16.3
	全国	22.0	28.0	30.0	29.1	12.5	17.1	19.3	19.4
45～49歳	愛西市	11.4	17.7	22.3	25.5	3.8	7.2	12.0	13.1
	愛知県	16.2	20.4	24.9	26.4	6.4	9.7	13.2	14.5
	全国	17.1	22.0	25.9	27.2	8.6	12.4	16.1	17.6

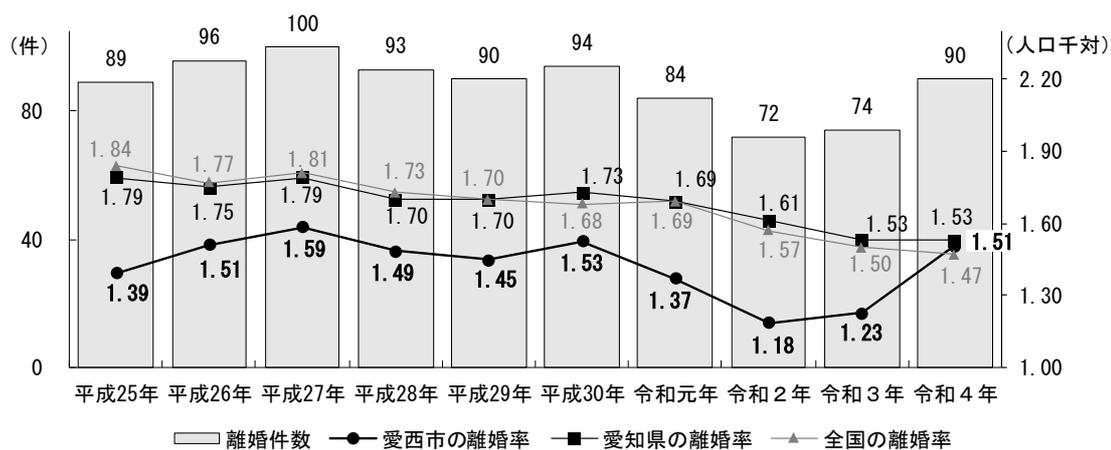
資料：国勢調査

(2) 離婚件数の推移

令和4年における本市の離婚件数は90件です。平成27年をピークに減少傾向にありましたが、令和3年に再び上昇に転じました。

離婚率（人口千対）にはばらつきがあり、平成25年以降、愛知県及び全国を下回って推移してきたものの、令和4年には全国を上回りました。

図表2-21 離婚件数・離婚率



資料：人口動態統計及び愛知県衛生年報

6 子育て支援サービス

(1) 教育・保育の状況

令和6年4月1日現在、本市の小学校就学前の子ども数は2,235人です。就園状況は、保育園が888人、認定こども園が601人、幼稚園が167人となっており、就園児数は1,656人で、就学前の子ども数の74.1%を占めています（図表2-22）。

年齢別の就園状況の構成割合は、0歳児では11.9%、1歳児では46.6%、2歳児では69.9%と年齢とともに就園児の割合が上昇します。さらに、3歳児になると幼稚園の利用開始及び認定こども園の利用者の増加にともない、就園児の割合が大幅に上昇し、3歳以上では保育園、幼稚園、認定こども園を合わせて95%以上を占めています（図表2-23）。

図表2-22 保育園・認定こども園・幼稚園の就園状況

単位：人

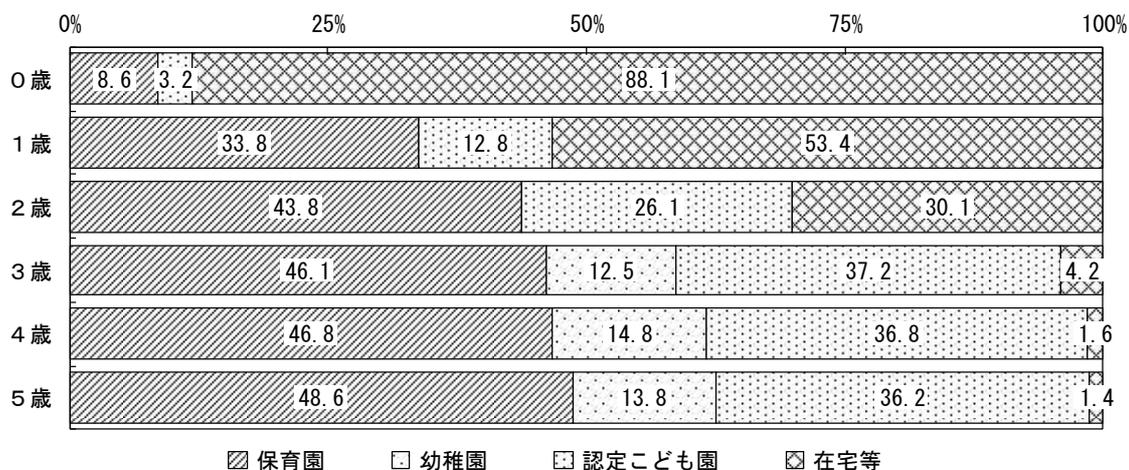
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育園	24	119	173	155	202	215	888
幼稚園	0	0	0	42	64	61	167
認定こども園	9	45	103	125	159	160	601
在宅等	245	188	119	14	7	6	579
就学前の子ども数	278	352	395	336	432	442	2,235

注1：幼稚園、保育所、認定こども園の園児数は令和6年4月1日現在（市外の園に通う園児を含む）

注2：「在宅等」は就学前の子ども数から園児数の合計を除いたもの

資料：子育て支援課（令和6年4月1日）

図表2-23 保育園・認定こども園・幼稚園の就園状況の構成割合



資料：子育て支援課（令和6年4月1日）

(2) 保育園の年齢別在籍者数と定員数

令和 6 年 4 月 1 日現在、本市における認可保育園は、公立が 2 園、私立が 4 園です。保育園の在籍者数は減少を続けており、令和 6 年 4 月 1 日現在、956 人の子どもが在籍し、入園率は 83.9%です。

図表 2-24 保育園の在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	在籍者	34	24	37	25	25
	定員	114	114	114	105	94
1 歳	在籍者	153	137	110	155	129
	定員	131	131	131	123	106
2 歳	在籍者	182	201	194	156	184
	定員	210	210	210	192	170
3 歳	在籍者	257	224	239	229	166
	定員	290	290	290	270	250
4 歳	在籍者	241	261	234	247	223
	定員	305	305	305	280	260
5 歳	在籍者	274	246	264	235	229
	定員	305	305	305	280	260
合 計	在籍者	1,141	1,093	1,078	1,047	956
	定員	1,355	1,355	1,355	1,250	1,140
入園率		84.2%	80.7%	79.6%	83.8%	83.9%

注：在籍者は市外在住の園児を含む
資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

(3) 認定こども園の年齢別在籍者数と定員数

令和 6 年 4 月 1 日現在、本市における認定こども園は 6 園です。認定こども園の在籍者数は増加傾向にあり、令和 6 年 4 月 1 日現在、647 人の子どもが在籍し、入園率は 98.9%を占めています。

図表 2-25 認定こども園の年齢別在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	在籍者	9	3	3	7	10
	定員	18	18	18	18	23
1 歳	在籍者	43	43	17	36	45
	定員	35	35	35	32	42
2 歳	在籍者	40	60	53	45	103
	定員	43	43	43	51	66
3 歳	在籍者	71	71	87	150	143
	定員	77	77	77	169	180
4 歳	在籍者	81	70	70	157	166
	定員	85	85	85	156	169
5 歳	在籍者	71	84	71	152	180
	定員	84	84	84	161	174
合 計	在籍者	315	331	301	547	647
	定員	342	342	342	587	654
入園率		92.1%	96.8%	88.0%	93.2%	98.9%

注：在籍者は市外在住の園児を含む

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

(4) 幼稚園の年齢別在籍者数と定員数

令和 6 年 4 月 1 日現在、本市における幼稚園は私立が 2 園です。幼稚園の在籍者数は減少傾向にあり、令和 6 年 4 月 1 日現在、342 人の子どもが在籍し、入園率は 54.5%です。

図表 2-26 幼稚園の年齢別在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
3 歳	在籍者	184	204	179	122	92
	定員	303	303	303	240	240
4 歳	在籍者	186	189	212	138	113
	定員	280	280	280	194	194
5 歳	在籍者	199	199	190	138	137
	定員	315	315	315	194	194
合 計	在籍者	569	592	581	398	342
	定員	898	898	898	628	628
入園率		63.4%	65.9%	64.7%	63.4%	54.5%

注：在籍者は市外在住の園児を含む

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日）

(5) 放課後児童クラブの利用状況

令和6年4月1日現在、本市には放課後児童クラブが16か所あります。放課後児童クラブは低学年の利用が多くなっており、学年が上がるにしたがい利用者が減少する傾向にあります（図表2-27）。

放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、令和2年以降、利用者は減少していましたが、令和5年に再び増加に転じています。

図表2-27 放課後児童クラブの利用状況

単位：人

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
佐屋児童クラブ	43	35	39	22	20	5
佐屋西児童クラブ	19	22	15	13	9	1
市江児童クラブ	19	21	13	16	13	10
永和児童クラブ	20	21	24	23	17	8
立田南部児童クラブ	13	7	16	7	7	13
立田北部児童クラブ	2	13	10	5	3	1
開治児童クラブ	5	4	8	8	1	2
八輪児童クラブ	7	9	10	7	9	3
勝幡児童クラブ	7	14	11	8	3	2
草平児童クラブ	23	16	23	10	15	4
北河田児童クラブ	19	15	12	12	14	5
西川端児童クラブ	16	17	17	19	6	3
ふれあい館児童クラブ	8	3	6	2	3	1
児童クラブれんこん村	0	2	4	4	2	4
YYSクラブ北河田	19	7	12	9	6	4
児童クラブビボ	3	2	0	3	2	3
合計	223	208	220	168	130	69

資料：子育て支援課（令和6年4月1日）

図表2-28 放課後児童クラブの利用状況の推移

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後児童クラブの利用者数（人）	1,029	932	922	959	1,018

資料：子育て支援課（各年4月1日）

第3章

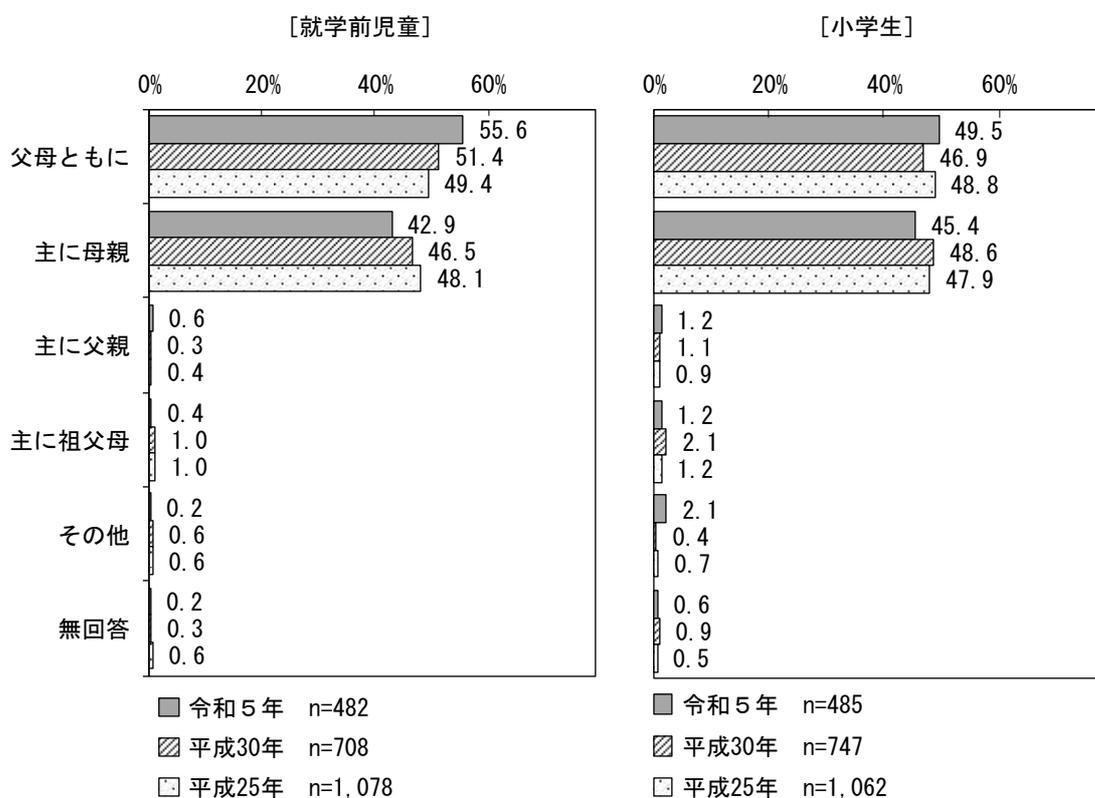
アンケート調査結果

1 子どもと家族の状況等【就学前児童・小学生】

(1) 主に子育てをしている人

■子育てを主に行っている人については、過去の調査に比べて、就学前児童の保護者は「父母ともに」が上昇し、「主に母親」が低下しています。小学生の保護者においては、平成30年度の調査結果に比べて「父母ともに」が上昇し、「主に母親」が低下しています。

図表3-1 主に子育てをしている人

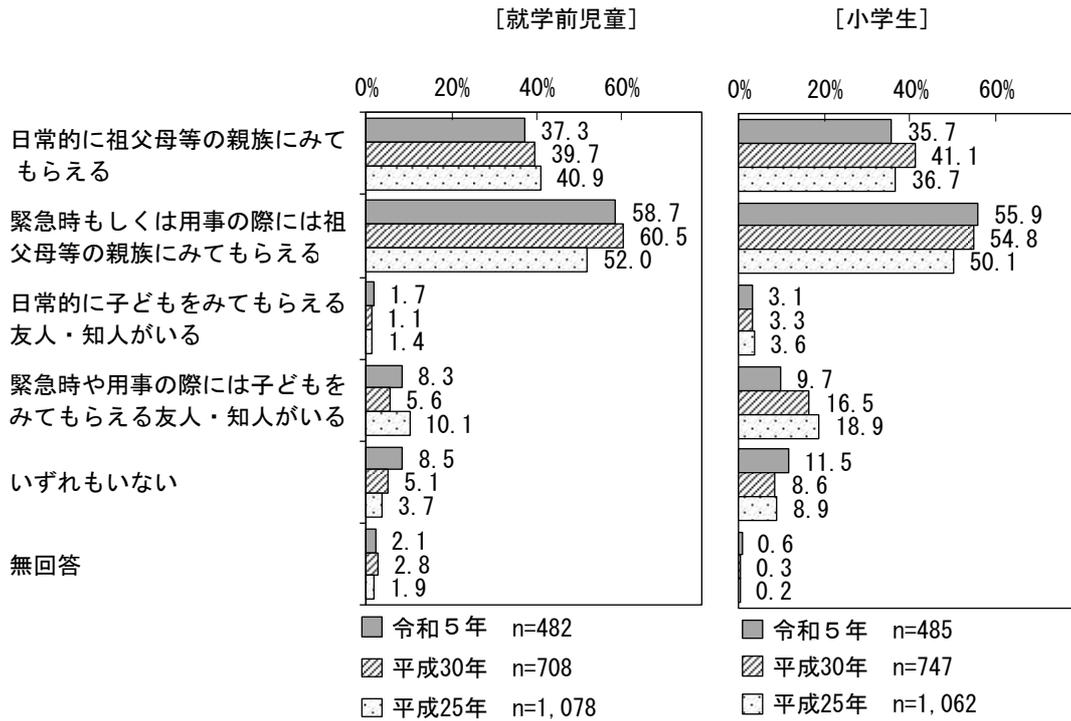


(2) 子どもをみてる人の有無

■子どもをみてる人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生の保護者ともに過半数を占めており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も30%以上あります。過去の調査結果に比べて就学前児童の保護者は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が低下し、小学生の保護者は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が上昇しています。

■「いずれもない」は就学前児童・小学生の保護者ともに上昇傾向にあります。

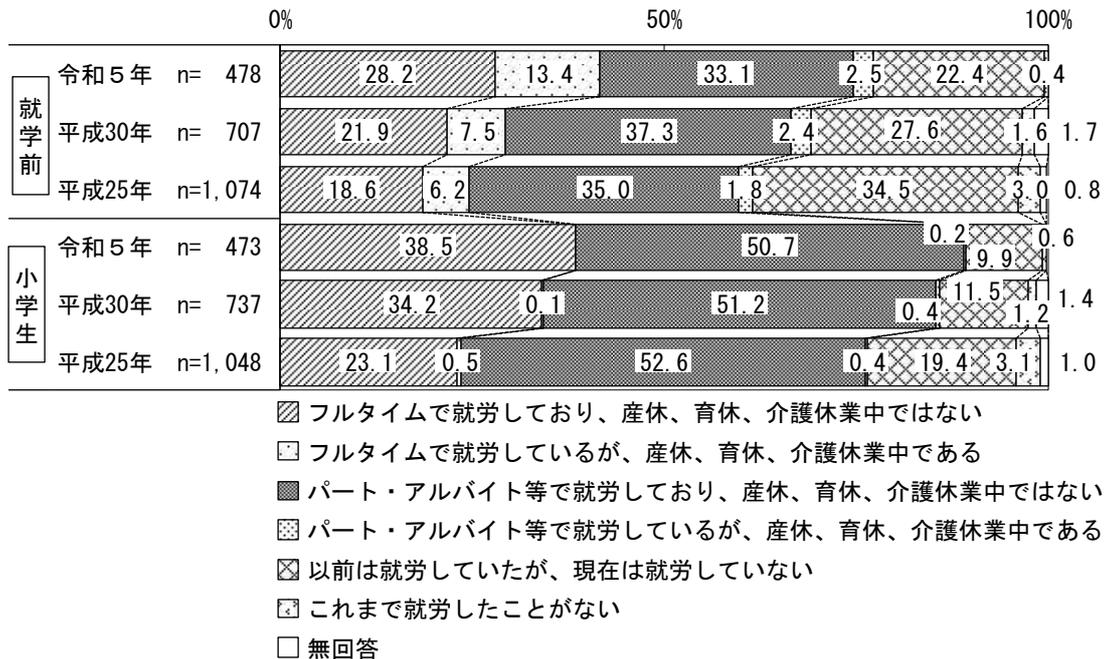
図表 3-2 子どもをみてくれる人の有無（複数回答）



2 母親の就労状況【就学前児童・小学生】

■ 母親の就労状況・形態をみると、就学前児童、小学生の母親ともに「フルタイム」、「パート等」、「育休・介護休業中」を合計した〈就労している割合〉が上昇し、「就労していない（非就労）」が低下を続けています。小学生の保護者では 90%近くが就労しています。

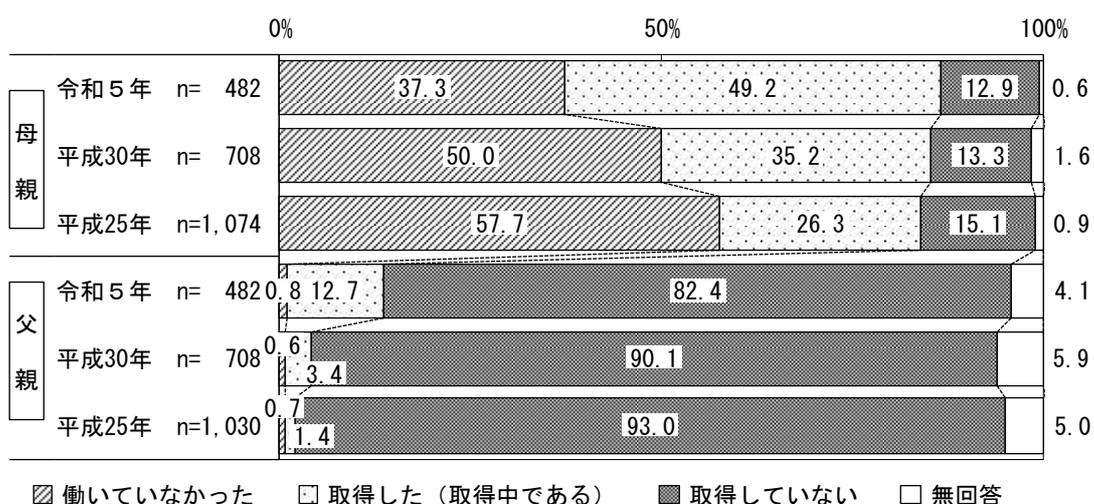
図表 3-3 母親の就労状況



3 保護者の育児休業の取得状況【就学前児童】

- 保護者の育児休業の取得状況をみると、母親の取得状況は、「取得した（取得中である）」が上昇し、令和5年度には49.2%となっています。
- 父親の取得状況をみると、過去の調査結果に比べて「取得した（取得中である）」が上昇しています。

図表3-4 保護者の育児休業の取得状況



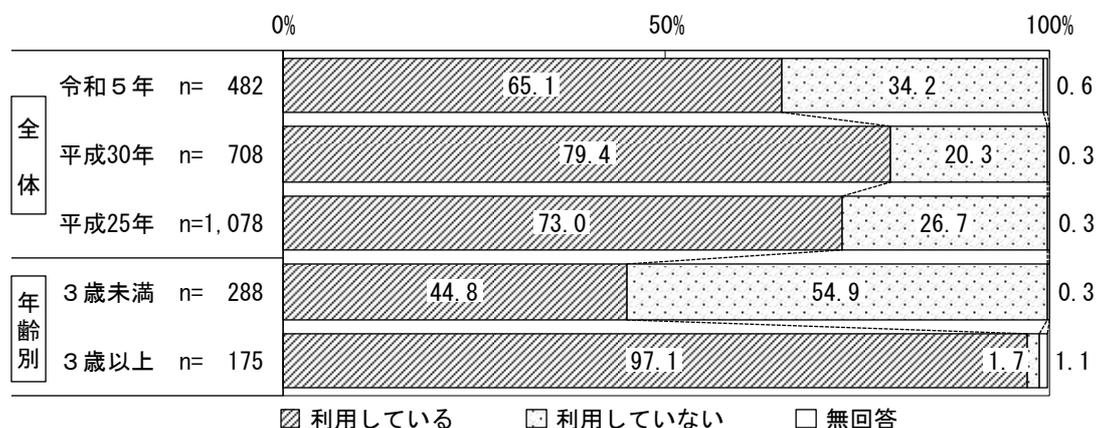
働いていなかった
 取得した（取得中である）
 取得していない
 無回答

4 平日の定期的な教育・保育事業【就学前児童】

(1) 平日利用している教育・保育事業の利用状況

- 平日の教育・保育事業の利用率は、平成30年度の調査結果に比べて14.3ポイント低下しています。子どもの年齢別にみると、3歳以上では97.1%を占めています。

図表3-5 平日利用している教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

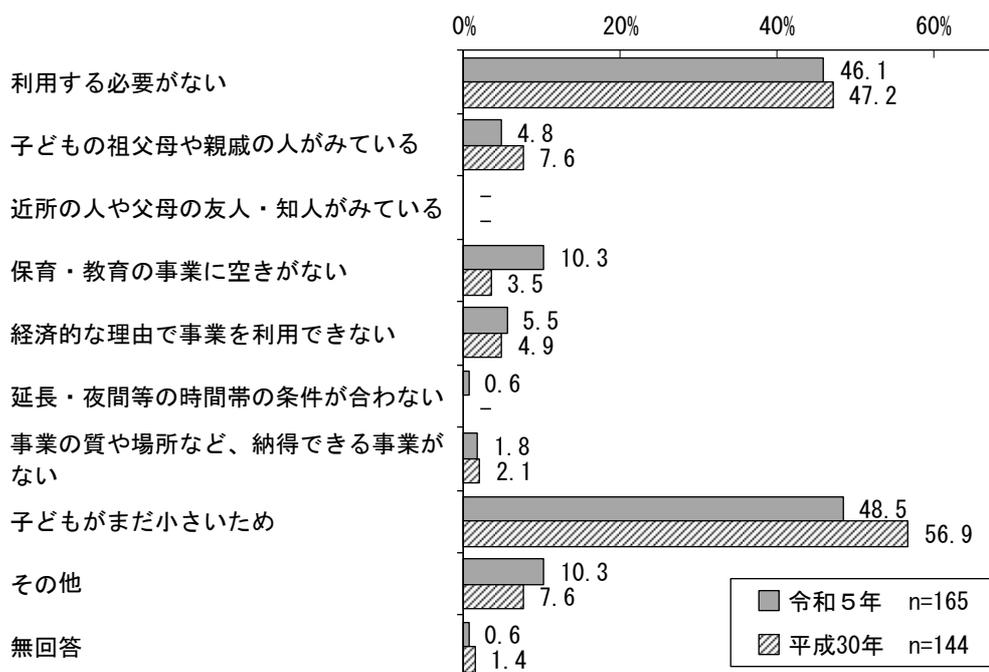


利用している
 利用していない
 無回答

(2) 平日に教育・保育事業を利用していない理由

■平日の教育・保育事業を利用しない理由は「子どもがまだ小さいため」(48.5%)、「利用する必要がない」(46.1%)となっています。また、平成30年度の調査結果に比べると「保育・教育の事業に空きがない」が6.8ポイント高くなっています。

図表3-6 平日に教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童、利用していない人、複数回答）



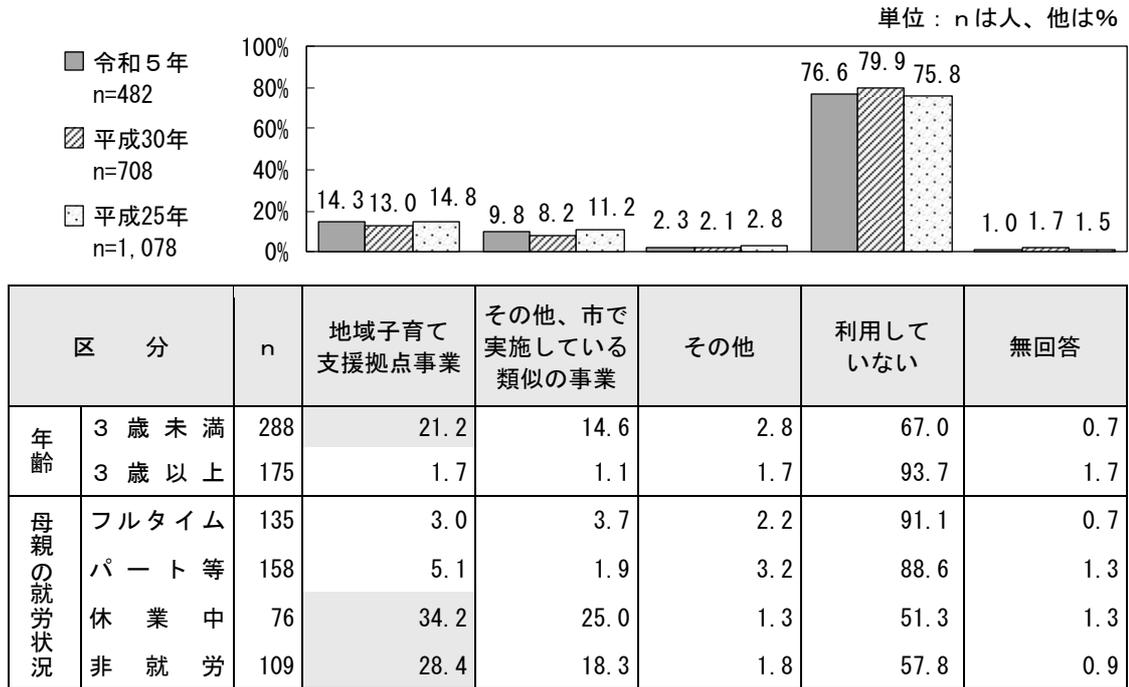
5 地域子育て支援拠点事業【就学前児童】

(1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

■地域子育て支援拠点事業の利用率は過去の調査結果に比べて大きな変化はみられません。

■年齢別にみると3歳未満が高く、母親の就労状況別にみると、休業中や非就労はフルタイムやパート等に比べて高くなっています。

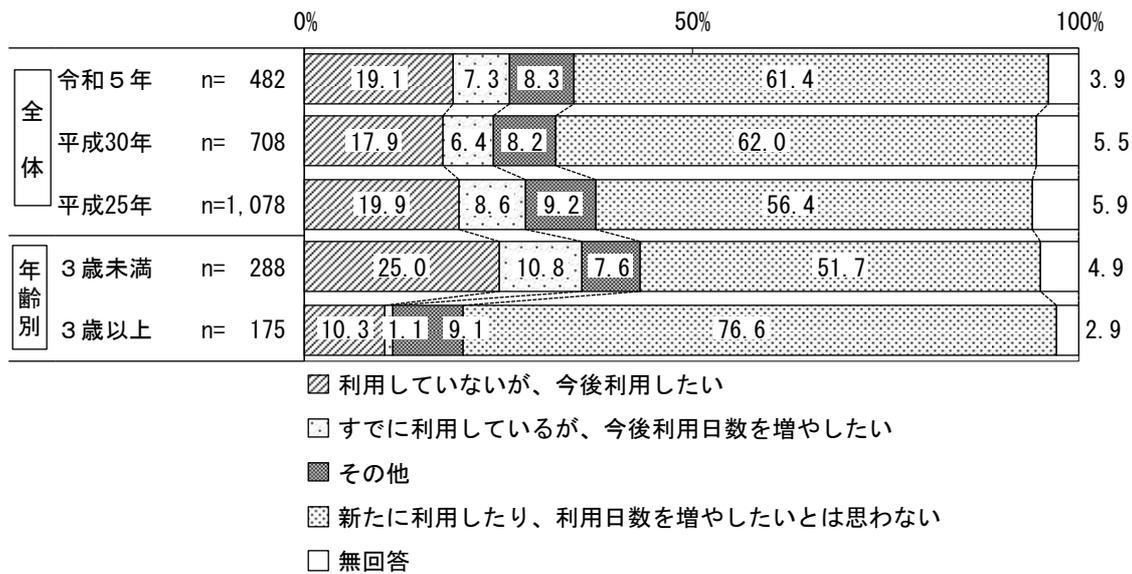
図表 3-7 地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童、複数回答）



(2) 地域子育て支援拠点事業の利用意向

■地域子育て支援拠点事業の利用意向は過去の調査結果に比べて大きな変化はみられません。年齢別にみると、3歳未満の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が25.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.8%と、利用意向が高くなっています。

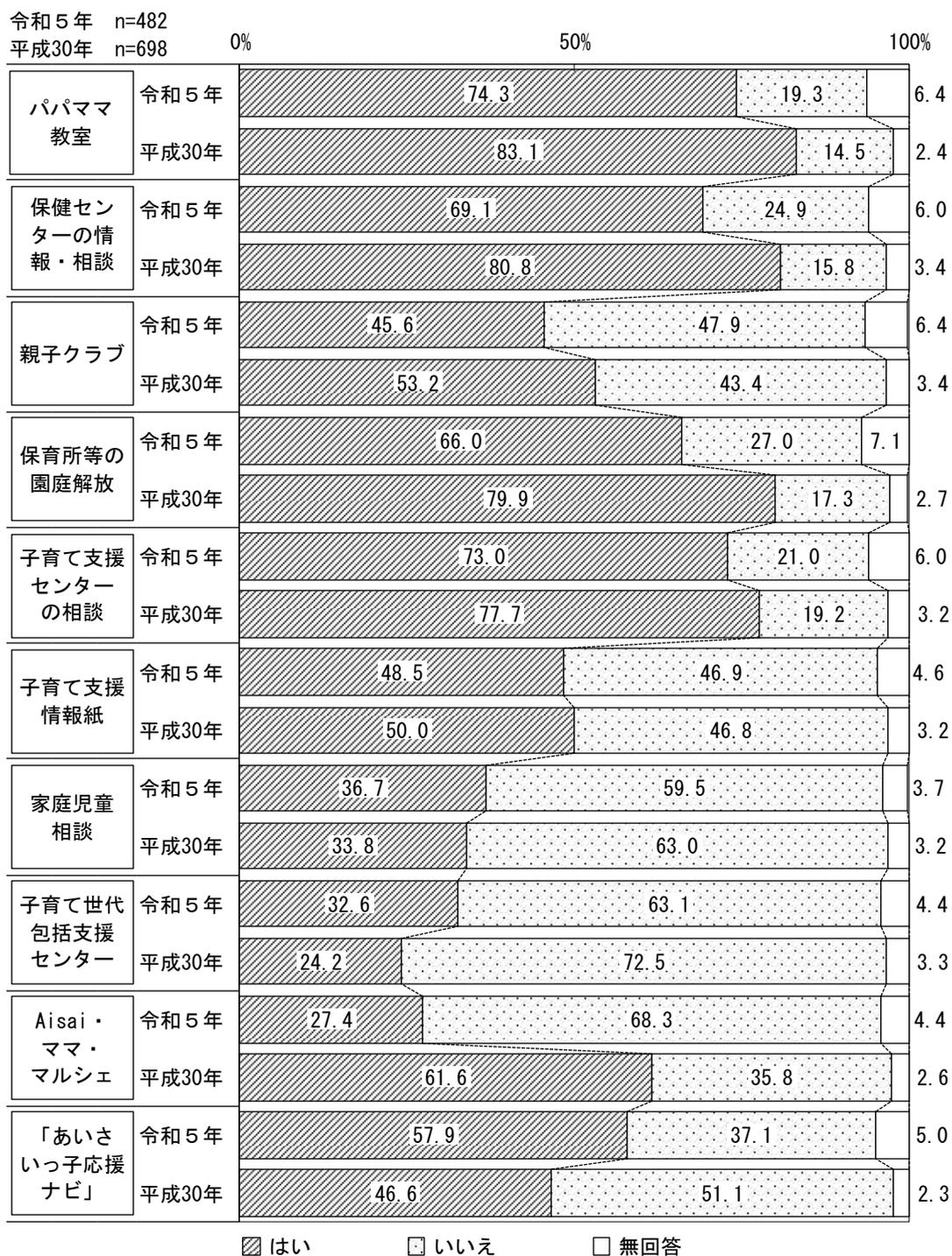
図表 3-8 地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童）



6 子育て支援事業等の認知度【就学前児童】

■平成 30 年度の調査結果に比べて「家庭児童相談」、「子育て世代包括支援センター」、「あいさいっ子応援ナビ」の認知度は高くなっているものの、それ以外は低下しています。

図表 3-9 子育て支援事業等の認知度（就学前児童）

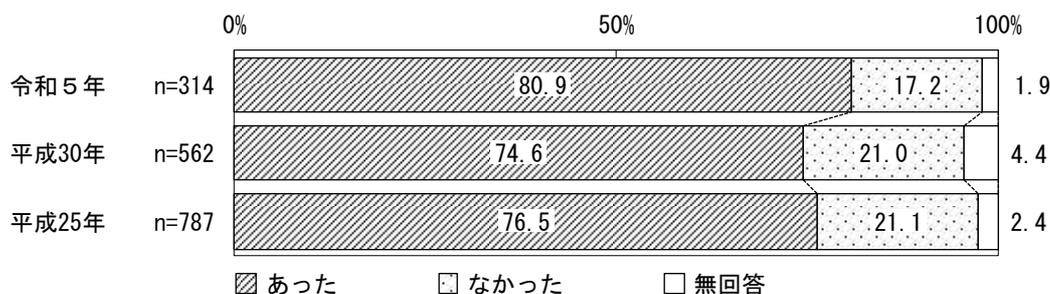


7 子どもが病気の際の対応【就学前児童】

(1) 子どもが病気等で保育園・幼稚園が利用できなかったことの有無

■ 子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と答えているのは80.9%と、平成30年度の調査結果に比べて6.3ポイント高くなっています。

図表3-10 子どもが病気等で保育園・幼稚園が利用できなかったことの有無（就学前児童）

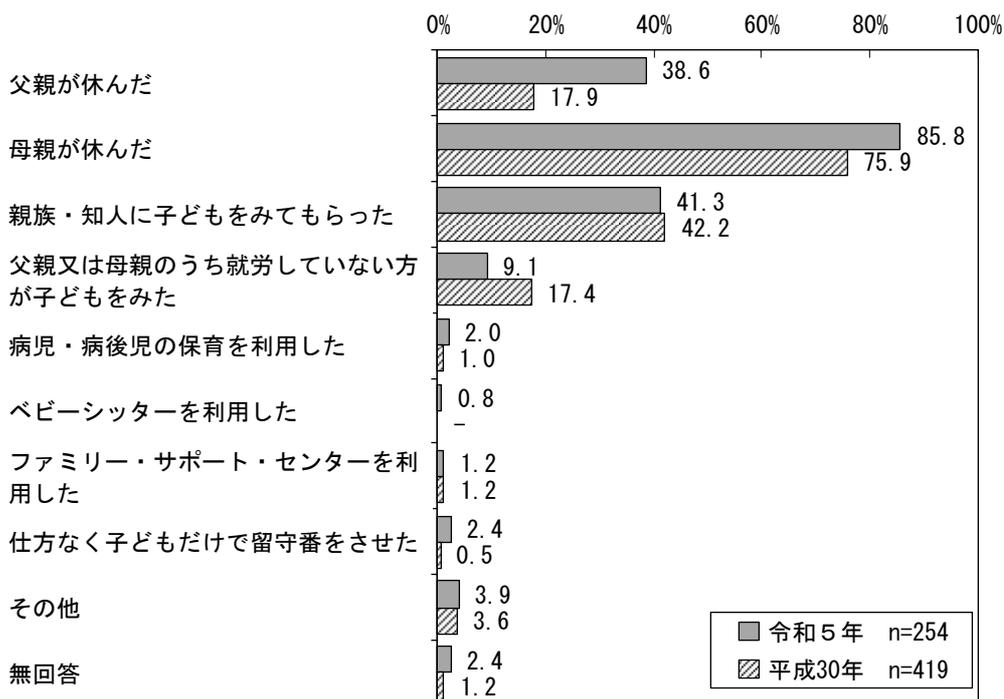


(2) 子どもが病気等で保育園・幼稚園を利用できなかった時の対処方法

■ 就学前児童が病気等で教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」(85.8%)が最も高く、「親族・知人に子どもをみてもらった」(41.3%)、「父親が休んだ」(38.6%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(9.1%)となっています。

■ 平成30年度の調査結果と比べると、「父親が休んだ」が20.7ポイント高くなっています。

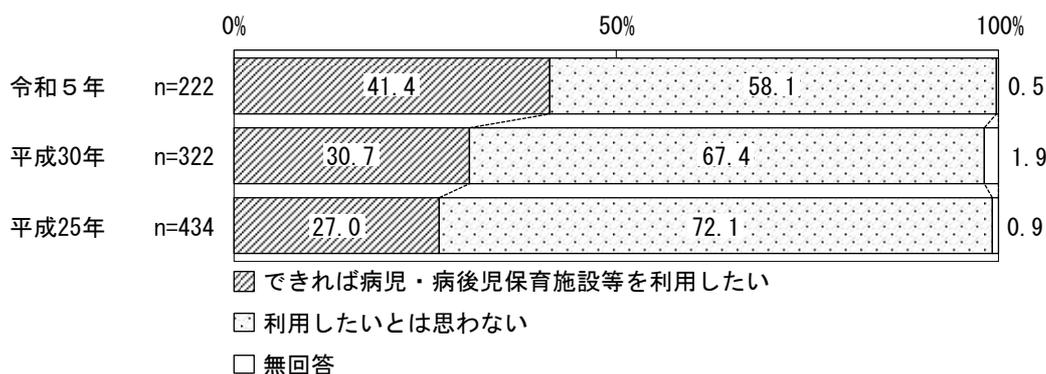
図表3-11 子どもが病気等で保育園・幼稚園を利用できなかった時の対処方法（就学前児童、複数回答）



(3) 病児・病後児保育施設の利用意向

■子どもが病気等で定期的な教育・保育事業が利用できず、親が仕事を休んで対処した人のうち、病児・病後児保育施設等を利用したい人をみると、就学前児童の保護者の41.4%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えており、過去の調査結果に比べて上昇しています。

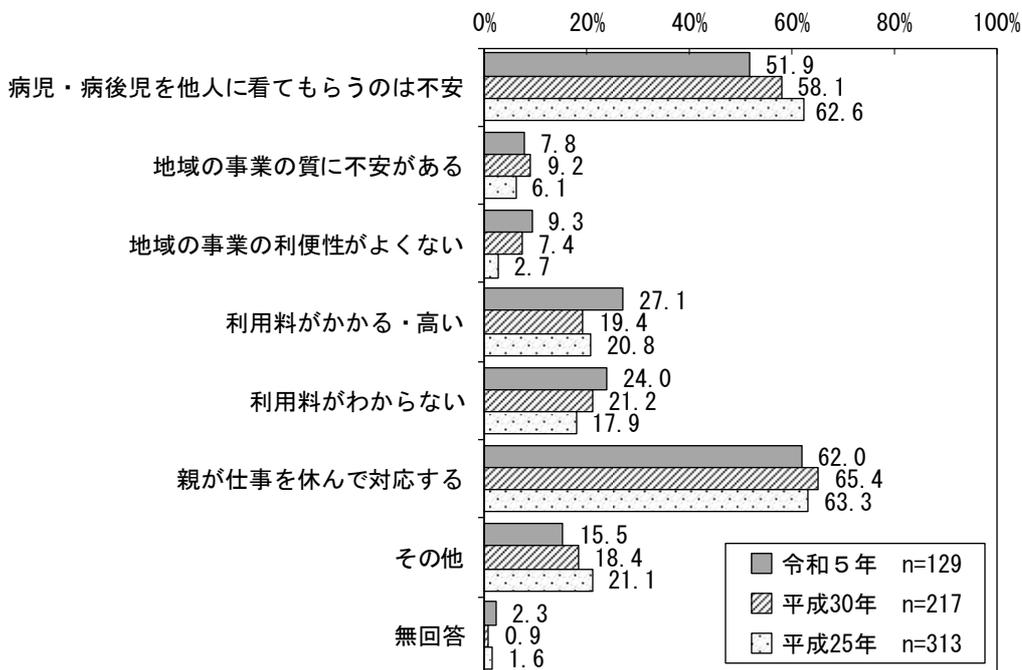
図表3-12 病児・病後児保育施設の利用意向（就学前児童）



(4) 病児・病後児保育施設を利用したくない理由

■病児・病後児保育施設を「利用したいと思わない」と答えた人にその理由をたずねたところ、「親が仕事を休んで対応する」(62.0%)が最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(51.9%)となっています。過去の調査結果に比べて「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が低下している一方で、「地域の事業の利便性がよくない」、「利用料がかかる・高い」、「利用料がわからない」が上昇傾向にあります。

図表3-13 病児・病後児保育施設を利用したくない理由（就学前児童、複数回答）

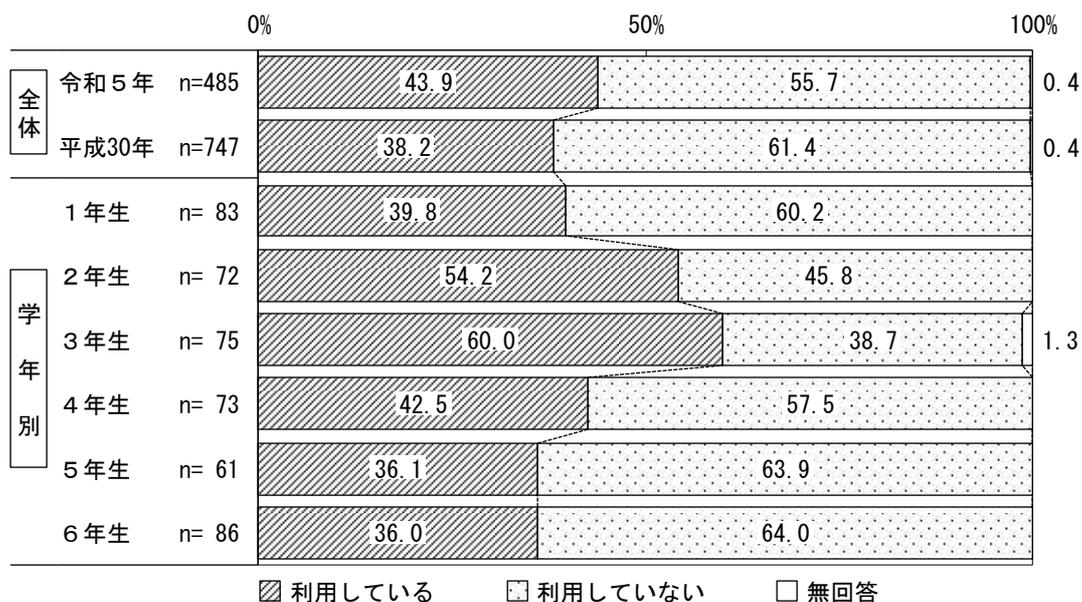


8 放課後の過ごし方【小学生】

(1) 放課後児童クラブの利用状況

■放課後児童クラブを「利用している」のは、43.9%で、平成30年度の調査結果に比べて5.7ポイント高くなっています。学年別では2・3年生で高くなっています。

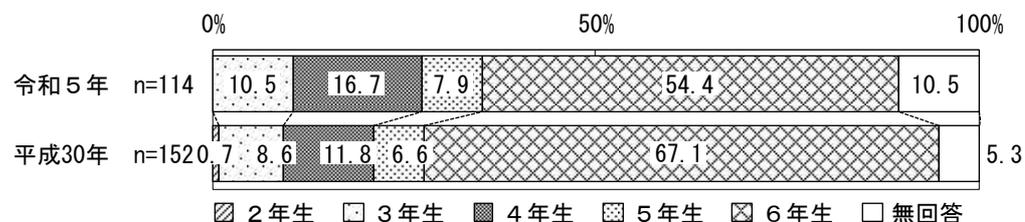
図表3-14 放課後児童クラブの利用状況（小学生）



(2) 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか

■放課後児童クラブを今後も引き続き利用したい人に、何年生まで利用したいかたずねたところ「6年生」(54.4%)が最も高く、次いで「4年生」(16.7%)となっています。平成30年度の調査結果に比べて「6年生」は12.7ポイント低下しています。

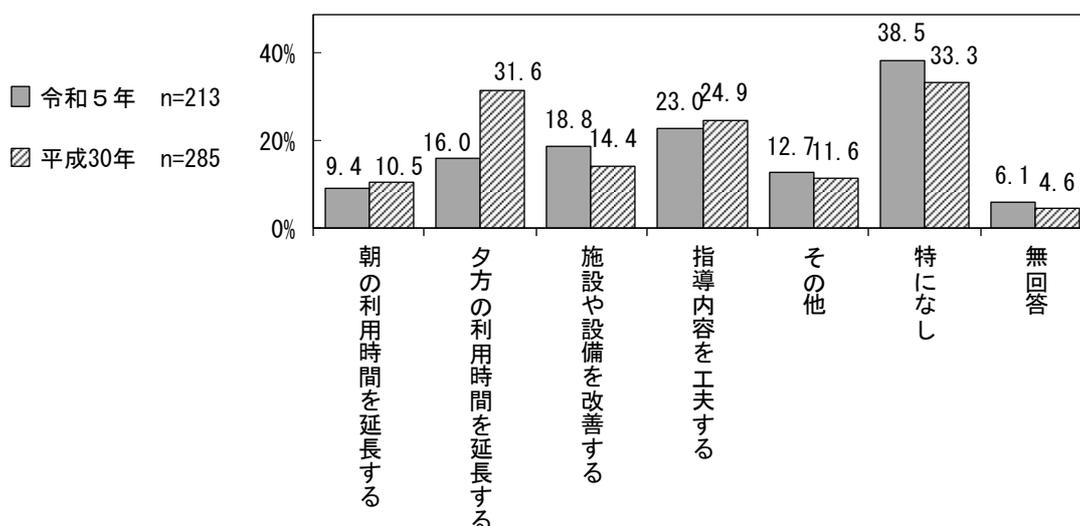
図表3-15 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか（小学生）



(3) 放課後児童クラブに希望すること

■放課後児童クラブに希望することは、「特になし」(38.5%)が最も高く、次いで「指導内容を工夫する」(23.0%)、「施設や設備を改善する」(18.8%)などとなっています。

図表3-16 放課後児童クラブに希望すること(小学生、複数回答)

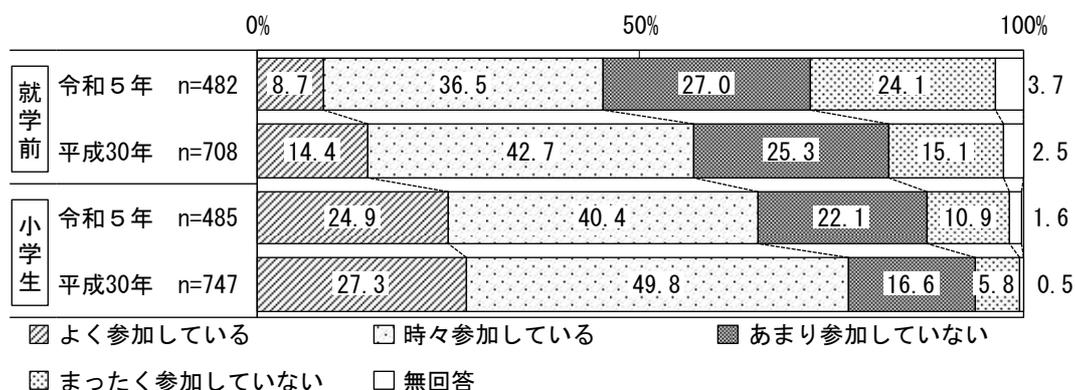


9 地域との関わり【就学前児童・小学生】

(1) 地域の行事への参加

■就学前児童、小学生の保護者ともに地域の行事へ〈参加している〉(「よく参加している」+「時々参加している」)が平成30年度の調査結果に比べて低下しています。また、〈参加している〉は就学前に比べて小学生の保護者が高い率です。

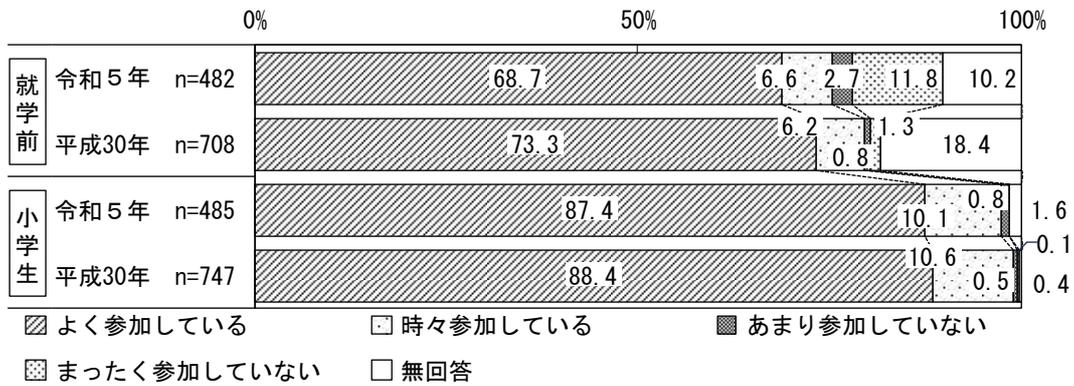
図表3-17 地域の行事への参加(就学前児童・小学生)



(2) 園や学校行事への参加

■園や学校行事への参加状況をみると、小学生の保護者は「よく参加している」が90%近くあります。

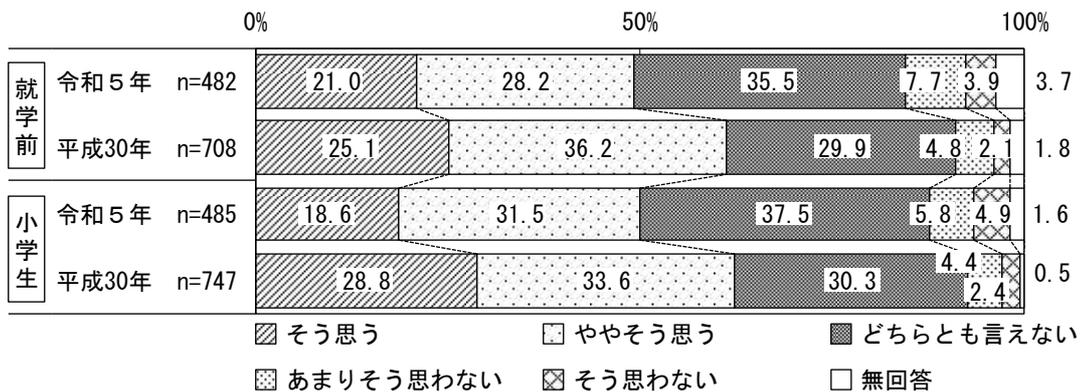
図表3-18 園や学校行事への参加（就学前児童・小学生）



(3) 地域の人々はお互いに協力することが望ましいと思うか

■生活上の困難を解決するために、地域の人々はお互いに協力することが望ましいと思うかたずねたところ、就学前、小学生の保護者ともに、平成30年度の調査結果よりも〈協力することが望ましい〉（「そう思う」+「ややそう思う」）は低下しているものの、半数程度を占めています。

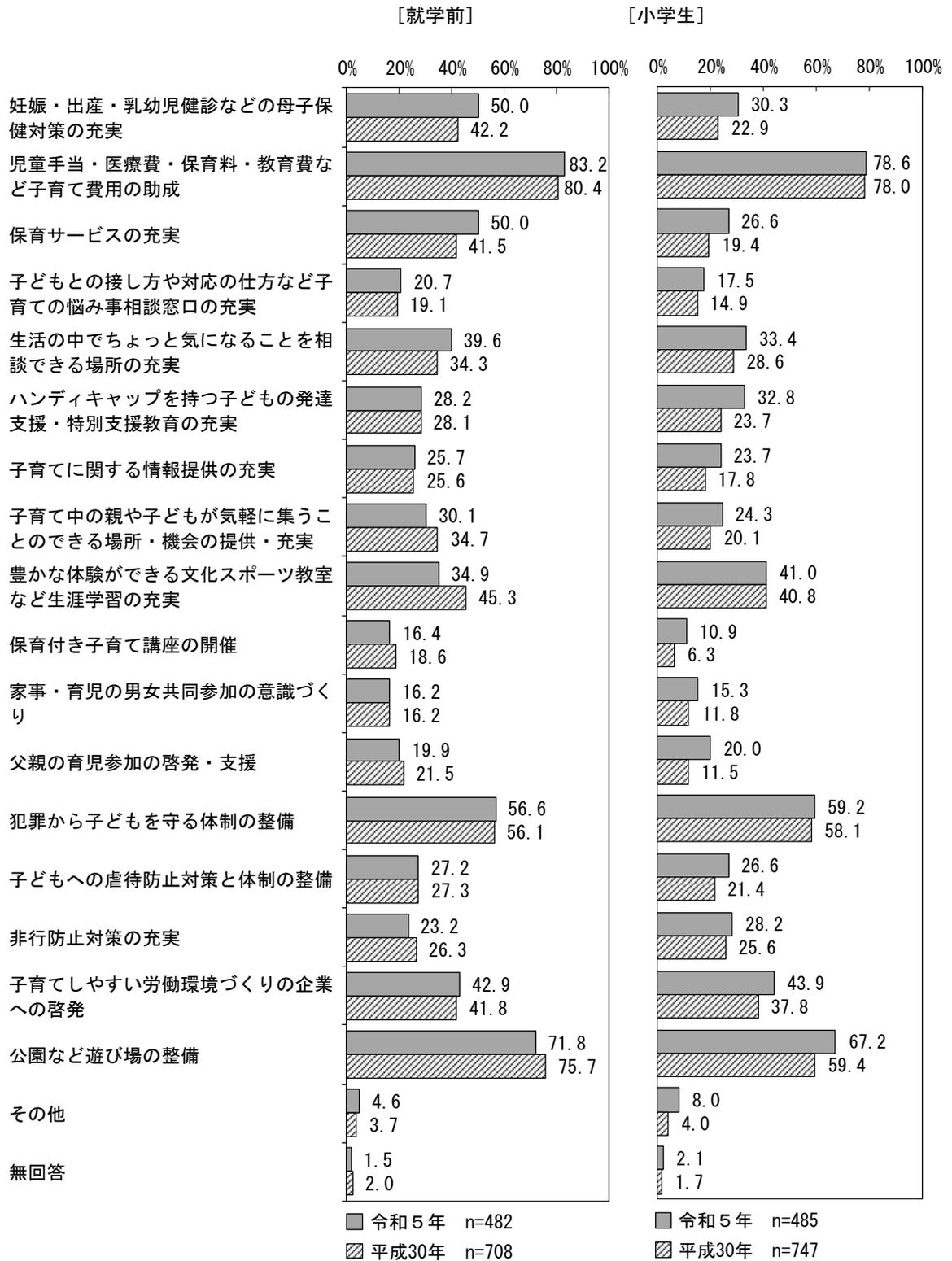
図表3-19 地域の人々はお互いに協力することが望ましいと思うか（就学前児童・小学生）



10 愛西市に望む子育て支援事業【就学前児童・小学生】

■市に望む子育て支援策についてみると、就学前児童、小学生の保護者ともに「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」（就学前児童 83.2%・小学生 78.6%）が最も高くなっています。また、「公園など遊び場の整備」（就学前児童 71.8%・小学生 67.2%）や「犯罪から子どもを守る体制の整備」（就学前児童 56.6%・小学生 59.2%）も関心が高く、保護者のニーズは多岐にわたります。

図表3-20 愛西市に望む子育て支援事業

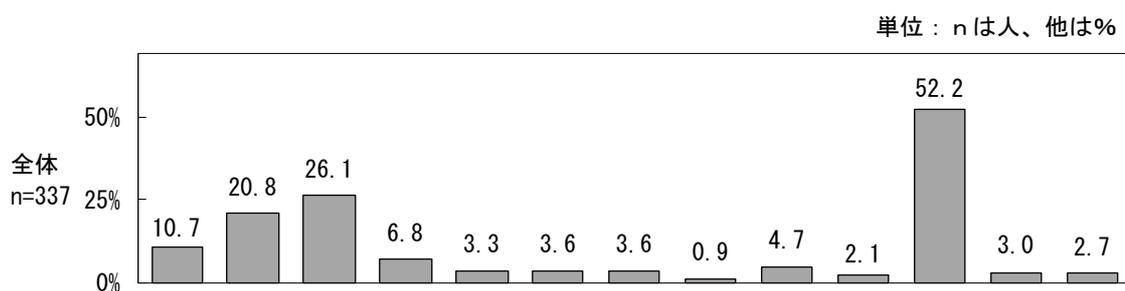


1 1 悩みごと【中高生】

(1) 悩みごと

- 悩みごとをたずねたところ、「進路のこと」(26.1%) が最も高く、次いで「学業成績のこと」(20.8%)、「友人との関係のこと」(10.7%) となっています。
- 性別では女性が、学年別では高校生が全般的に高くなっています。特に、高校生は中学生に比べて「進路のこと」が 20 ポイント近く高くなっています。

図表 3-21 悩みごと (中高生、複数回答)

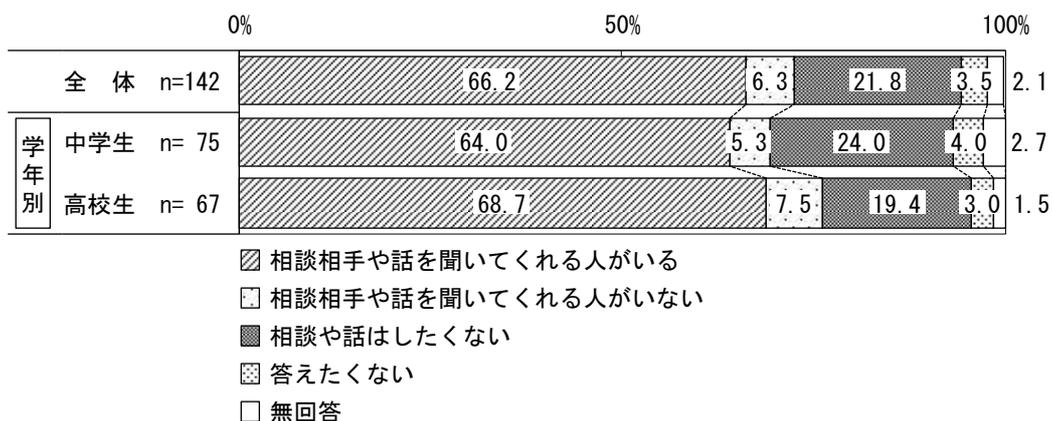


区分	n	友人との関係のこと	学業成績のこと	進路のこと	部活動のこと	家庭の経済的状況のこと	自分と家族との関係のこと	親の仲が良くないなど	家庭内の人間関係のこと	病気や障がいのある家族がいること	病気がない	自分のために使える時間が少ない	その他	特にない	答えたくない	無回答
性別																
男性	172	5.2	19.2	21.5	4.7	2.3	2.3	2.3	0.6	5.2	1.2	59.3	1.7	2.9		
女性	156	15.4	22.4	31.4	9.0	4.5	5.1	5.1	1.3	4.5	3.2	47.4	3.2	1.3		
学年																
中学生	195	9.7	20.0	18.5	3.6	3.1	2.1	3.6	1.5	3.1	2.6	56.4	2.1	3.1		
高校生	138	12.3	22.5	37.7	11.6	3.6	5.8	3.6	-	7.2	1.4	46.4	4.3	0.7		
その他	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-		

(2) 相談相手

■ 悩みごとを抱えている人に相談相手がいるかたずねたところ、「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」（中学生 5.3%・高校生 7.5%）、「相談や話はしたくない」（中学生 24.0%・高校生 19.4%）が一定数あります。

図表 3-22 相談相手（悩みがある人中高校生）

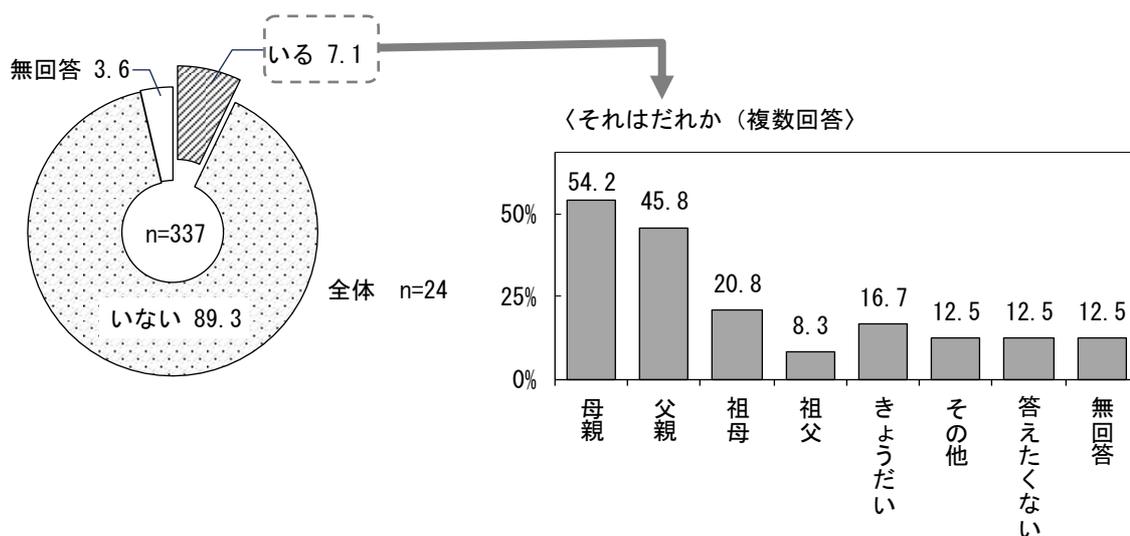


12 ヤングケアラー【中高生】

(1) 現在、お世話をしている人がいるか

■ 現在、お世話をしている人が「いる」のは 7.1%です。また、それはだれかたずねたところ、「母親」（54.2%）、「父親」（45.8%）が高くなっています。

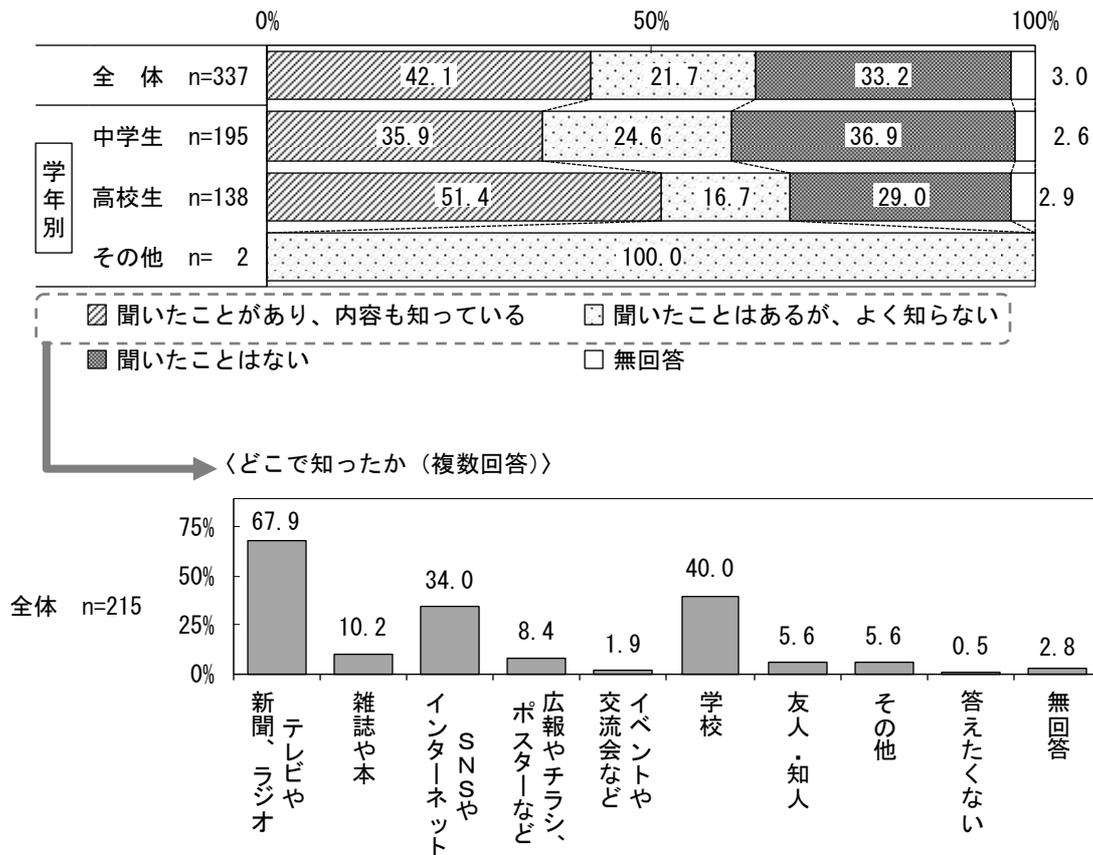
図表 3-23 現在、お世話をしている人がいるか（中高生）



(2) ヤングケアラーの認知度

- ヤングケアラーの認知度は「聞いたことがあり、内容も知っている」が 42.1%となっており、高校生は中学生に比べて 15.5 ポイント高くなっています。
- ヤングケアラーをどこで知ったかたずねたところ、「テレビや新聞、ラジオ」(67.9%)、「学校」(40.0%) となっています。

図表 3-24 ヤングケアラーの認知度 (中高生)



第4章

愛西市の子ども・子育てを 取り巻く課題

1 第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画の評価

基本施策1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができるような家庭環境の構築に向けて、様々な子育て支援サービスや情報の提供、相談体制の整備を行い、子育て家庭が安心して働くことができる社会環境の整備に向けて取り組んできました。

第2期計画期間中においては、療育・発達に関する相談件数が増加を続けており、今後、乳幼児健診等において愛西市発達支援センターと連携しながら、子どもの発達に不安を感じる保護者に丁寧に関わっていくことが必要です。

また、子育てポータルサイトの登録者数は着実に増加しています。子育てポータルサイトの登録者数の増加に向けて、周知を行うとともに、子育て当事者が興味を持てる情報や子育てに役立つ情報、子育て支援サービスに関することを発信し、情報が取得しやすい環境を整えることが重要です。

基本施策2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、結婚、妊娠・出産後も女性が仕事を続けることができ、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に向けた啓発や父親の育児参加の促進、ひとり親家庭の自立支援などに取り組んできました。

令和4年度には、パパママ教室をマタニティ教室・パパママ教室と名称を変更するとともに、開催回数を見直しました。引き続き、男性が参加しやすく、具体的に役割が理解できるような教室の開催が必要です。

また、男女共同参画の推進や男女ともに育児休業制度を取得しやすい環境整備に向けた啓発活動の実施、ひとり親家庭の自立支援を推進し、誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れた働き方ができる社会の実現を目指すことが重要です。

基本施策3 妊娠・出産から生涯にわたって元気に暮らせるまちづくり

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、妊娠から出産、乳幼児期等の保健・医療・福祉体制の充実や、学齢期・思春期の子どもの心身の健康の確保に向けた取組を推進してきました。

第2期計画期間中においては、乳児のいる家庭や子育てに不安を抱えている家庭を訪問し、保護者の孤立・孤独感の解消に向けて取り組んできました。また、学校との連携による健康教育を実施し、学齢期・思春期の健康づくりを支援しました。

核家族化の進展によって、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況の中、子育て当事者が、不安や孤立・孤独感を一人で抱えることがないように支援することが重要です。また、学齢期・思春期の健康づくりについては、学校や家庭と連携しながら、健康教育を行うとともに、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめとするこころの健康や病気に関する教育を行い、子どものメンタルヘルスを推進することが必要です。

基本施策4 子どもや若者がいきいきできるまちづくり

子どもが様々な体験活動や地域の大人や友だちなどに関わり合いながら、自己の形成が図られるよう、安全・安心に過ごせる場所や機会の提供、学校教育環境の充実に努めてきました。

第2期計画期間においては、児童館等にて異年齢間との交流を通じて気軽に集まれる場所を提供し、居場所づくりを進めてきました。また、社会福祉協議会や民間企業、ボランティア等の協力を得ながら子ども食堂を運営し子どもや若者が安心して過ごすことのできる環境を整えることが必要です。

基本施策5 子どもたちが守られ、安全なまちづくり

子どもの安全確保を最重要事項として、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、安全教育の実施や地域における防犯対策を推進してきました。

アンケート調査結果からも、本市に望む子育て支援施策として「犯罪から子どもを守る体制の整備」が就学前児童・小学生の保護者ともに過半数を占めています。

今後も子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないように、環境を整備することが必要です。

基本施策6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもと、虐待等の悩みに対応できるよう、関係機関等と連携しながら相談支援を実施し、児童虐待の予防、早期発見、再発防止に向けて取り組んできました。また、障害のある子どもや貧困家庭など、支援を必要とする子育て家庭に対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援の提供に努めてきました。

今後、子どもの権利の擁護をより一層推進し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、再発防止に関する取組や子どもの権利侵害を許さないという意識の醸成に向けて、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うことが必要です。

また、貧困や虐待、障害・医療的ケアをはじめとする困難を抱えた子どもや子育て家庭の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら、一人ひとりにあった支援を行うことが重要です。

2 子ども・子育て・若者を取り巻く現状と課題

子ども・子育てを取り巻く現状やアンケート調査の結果などから、以下のような課題が考えられます。

■父親の家事・育児への参加

子育て世帯の核家族化が進んでおり、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる機会が少なくなっている一方で、父親の育児参加が進んでおり、父母がともに子育てをしていくという意識が高まってきています。

しかし、男性の育児休業の取得率をみると、平成30年度の調査結果と比較して上昇しているものの、依然として女性に比べると低い水準です。男性が育児休業を取得することが当たり前となるような社会の風土を醸成するために、啓発活動等や環境整備を行い、男性が積極的に育児に参加しやすい社会を目指していかなければなりません。

■共働き・共育での推進

就労している母親の割合は上昇を続けています。これは、男女共同参画社会の促進、子ども・子育て支援に係る制度の充実、人手不足による女性の労働力への需要の増大、経済的な安定を図る家庭の増加などが要因として考えられることから、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

さらに、子どもが病気等で保育園・幼稚園や小学校を休まなければならなかったときの対処方法としては、母親が仕事を休む割合が高くなっており、病児・病後児保育の利用意向は平成30年度に比べて高くなっています。病児・病後児保育のニーズは高く、保護者が安心して働くために必要なサービスであるため、事業の安全性と信頼の確保に努めるとともに、利便性を高め、病児・病後児保育に関する情報を広く提供していく必要があります。

■利用しやすい子育て支援サービスの展開

本市で実施する子育て支援サービスの多くの認知度は平成30年度の調査結果に比べて低下しています。働く女性の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができる地域づくりに向けて、サービス内容をより明確に認知してもらうため、効果的な情報提供のあり方について見直

すとともに、利便性の向上等、利用者の視点に立った事業のあり方について、引き続き検討する必要があります。

また、平日の教育・保育事業の利用率は過去の調査結果に比べて低下しています。その理由として、事業に空きがないことが平成30年度の調査結果に比べて上昇しており、事業を利用したい保護者に教育・保育事業が提供できるよう、引き続き提供体制の充実に向けて検討する必要があります。

■子育て家庭を見守る地域づくり

地域の行事等の参加については年齢が上がると参加率が高くなる傾向にあります。しかし、共働きの世帯の増加や地域のつながりの希薄化などにより、地域や園・学校との関わりが少ない家庭が一定数います。しかし、保護者の半数程度は地域による支え合いを必要と考えており、地域で交流できる機会や日ごろからの関わりを通じて、地域全体で子育て世帯を見守っていく環境づくりの整備が必要です。

また、地域子育て支援拠点事業の利用意向は3歳未満で高くなっています。誰もが安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供、専門職による相談支援、保護者同士の交流のきっかけづくりの充実を図っていくことが重要です。

■放課後の子どもの居場所づくりの推進

放課後児童クラブ（学童保育）を利用している割合は、平成30年度の調査結果に比べて5.7ポイント高くなっています。

放課後児童クラブは、特に小学校低学年時の子どもの放課後の過ごし方として大きな役割を担っています。また、高学年の利用ニーズも高くなっており、保護者のニーズを反映した運営を行うため、事業内容の充実や施設や設備の改善について検討するとともに、放課後児童クラブをはじめとする子どもの居場所づくりを進め、子どもが安心して過ごせる場所を確保することが必要です。

■子どもが気軽に相談支援体制の整備

子どもの悩みごととは多岐にわたるものの、悩みごとを話さない（話せない）人が中学生で29.3%、高校生で26.9%あり、一人で悩みを抱える中高生は少なくありません。身近に相談相手がない場合でも、気軽に相談できる窓口や専門家に関する情報発信、子ども

の居場所づくりを行い、社会全体で子どものメンタルヘルスに係る取組を行う体制を整備することが必要です。

■子どもの権利を守るための取組の推進

アンケート結果から、中高生の約14人に1人の割合で家族のお世話をしている人がおり、その多くが父親や母親のお世話をしています。そのうちの6割以上はお世話をしていることで、やりたいけど、できていないことは「特にない」と回答しているものの、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあるため、関係機関が連携しながら積極的にアウトリーチ支援を行うことが必要です。

また、ヤングケアラーの認知度・理解の向上を図ることでヤングケアラーと思われる子どもの早期発見や円滑な支援につながることを期待できるため、引き続き学校教育等を通じた啓蒙活動の実施が重要です。

■子どもを産み育てやすい環境の整備

本市の出生数は減少傾向にあり、出生率は愛知県及び全国よりも低い水準で推移しています。少子化は未婚化や晩婚化による影響が大きいと言われており、本市の未婚率も、男女ともに上昇しています。

安心して子どもを育てるための環境づくりを進めるとともに、就労支援や定住支援をはじめとする若い世代が希望を持って住めるまちづくりを推進することが必要です。

第5章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

元気な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち 愛西

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

愛西市らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるよう、第2期計画を継承し、基本理念「元気な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち 愛西」を基本理念に位置づけ、子ども・若者支援施策を推進します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の8つの基本目標に基づき取組を展開していきます。

基本目標1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない健康づくり

母親及び乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健・医療・福祉や教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策等を充実させることが求められています。

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、妊娠から出産、乳幼児期等の保健・医療・福祉体制の充実に努めるとともに、学齢期・思春期の子どもについては、心身の健康を確保し、いきいきと暮らせるよう「食」の大切さを伝える食育事業やこころの問題に関わる健康づくり事業の充実を努めます。

基本目標 2 子育て家庭に寄り添うまちづくり

女性の社会進出が進む中、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を踏まえ、仕事と子育てが両立できる職場環境の改善や家庭における男女の役割分担の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。男女ともに子育てに参画できる社会環境づくりが重要であることから、結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、男女ともに育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の啓発に努めるとともに、啓発や教室等の開催を通じた男性の家事・子育てへの参画の意識の向上を図ります。

さらに、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援や生活支援、子育て支援、就労支援など、ひとり親家庭に寄り添った支援を推進します。

基本目標 3 子育てがしやすい地域づくり

全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごすためには、地域全体で子どもを見守り、育てていくことが重要です。

そのため、保護者同士の交流や子どもが楽しめるイベントや遊びの機会の充実を図るとともに、本市が提供するサービスや地域資源をはじめとする子育てに関する様々な情報発信の強化に努めます。

また、子育て支援サービスの充実を図り、必要な教育・保育サービスの充実や子育て支援活動を支える担い手の確保・育成を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標 4 子どもや若者がいきいきできる環境づくり

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめとしたふれあい活動が重要であり、また、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性などを育むためにも、様々な体験活動が求められています。

子どもが地域の大人や友だちなどに関わり合いながら、様々な体験活動等や学習ができる機会の充実を図るとともに、全ての子どもや若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、遊び場や居場所づくりを推進します。

基本目標5 子どもの安心・安全を守るまちづくり

全国各所で学校や子どもを被害対象とした大小様々な事件が続いています。子どもは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもの危機意識を高めるための教育を行うとともに、周囲の大人が責任を持って子どもを守ろうという姿勢を持つことで、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、安全・安心なまちづくりの構築に努めます。

また、全国的には小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、未来ある子ども・若者が誰も自殺に追い込まれることのないような地域づくりの実現が必要です。学校等と連携しながら、相談支援体制やスクールカウンセラーの派遣をはじめとする自殺対策の強化を図ります。

基本目標6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

全ての子ども・若者や社会全体に対して、子どもや若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、教育や研修などの機会を活用しながら、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、子どもや若者とともに社会をつくっていくという認識を持つための啓発活動や、子どもや若者が安心して意見を述べることができる機会の創出に関する検討を進め、子どもや若者の社会参画の推進に努めます。

児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取組の推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として児童虐待を予防し、発見から再発防止、社会的自立に至るまでの総合的なサポート体制の充実を図ります。

基本目標7 特別な支援が必要な子どもや家庭にやさしいまちづくり

貧困、障害・医療的ケアなどを始めとする困難な状況に置かれた子どもや若者、外国人の子どもなどは、様々な不安や困りごとを抱えながら生活をしています。これらの子どもや若者、子育て家庭が社会的孤立に陥らず、健全な発育を支援し、地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実や自立支援の充実を図るとともに、地域や関係団

体と連携しながら、困難を抱える子ども・若者を早期に発見し、必要に応じて支援につなげるための体制整備に努めます。

基本目標 8 次代を担う子ども・若者が活躍できるまちづくり

若者が経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活するためには、希望を持って活躍できる環境を整備することが重要です。就労支援や職業能力の向上に向けた機会の拡充を通じた経済的基盤の安定のための取組を推進するとともに、結婚や妊娠、出産を望む人への支援を通じて、地域社会に活力をもたらし、次世代を担う子どもや若者が活躍できるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
元氣な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち 愛西	基本目標 1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない健康づくり	①安心して妊娠・出産をするための支援 ②乳幼児期の健やかな成長支援 ③学童期・思春期・青年期における健康づくり支援 ④小児医療の充実
	基本目標 2 子育て家庭に寄り添うまちづくり	①家庭における子育て・教育の支援 ②共働き・共育ての推進 ③ひとり親家庭への支援
	基本目標 3 子育てがしやすい地域づくり	①子育てを支援する地域づくりの推進 ②子育てを支える人材の確保・育成 ③子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実 ④子育て支援サービスの充実
	基本目標 4 子どもや若者がいきいきできる環境づくり	①学校教育環境の整備 ②多様な体験や子どもが活躍できる機会の充実 ③遊び場や居場所づくりの推進
	基本目標 5 子どもの安心・安全を守るまちづくり	①犯罪被害や事故等から子どもを守る取組の推進 ②子どもの自殺対策の推進 ③子どもの非行防止と自立支援
	基本目標 6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり	①子ども・若者の社会参画や意見表明の機会の充実 ②子どもの権利擁護に関する普及・啓発 ③児童虐待防止対策の充実
	基本目標 7 特別な支援が必要な子どもや家庭にやさしいまちづくり	①困難を抱える家庭の早期発見・早期支援 ②子どもの貧困対策の推進 ③障害のある子どもや家庭への支援 ④外国人の子どもや家庭への支援
	基本目標 8 次代を担う子ども・若者が活躍できるまちづくり	①若者の生活基盤の確保 ②結婚を望む人や新生活を始める世帯への支援の充実 ③妊娠を望む人への支援